九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 九州大学百年史 第1巻 : 通史編 I

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1801084

出版情報：九州大学百年史. 1, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン：
権利関係：

# 第 4 章　敗戦後の九州大学・福岡高等学校・久留米工業専門学校

## 第 1 節　戦後処理の開始

### （1）研究所・講座の改廃

1945（昭和 20）年 11 月 18 日、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）は覚書「商業並ニ民間航空ニ関スル件」により航空に関する教育・研究を全面的に禁止する指令を日本政府宛に発した。この指令により、文部省は同月 24 日に「航空関係ノ指令ニ基ク命令ニ関スル件」を出し、航空科学・航空力学その他航空機および気球に関する学科・学科目・研究所等を廃止し、これに関する教授や研究・調査・実験を廃止することを通達した。

これをうけ、翌月 27 日の評議会では急遽、工学部航空学科の廃止と工業力学科の新設が承認された（資料編Ⅰ－335、p.930）。そして、同学科に所属する教職員の全てと学生の一部を工業力学科に引き継ぎ、残りの学生についてはそれぞれの希望に応じて工学部の他教室や他学部へ転入させることとなった。附属工業専門部でも航空機科が廃止され、航空機科専攻の 2 年生は全員が機械科に編入し、機械科 B 組ができた。また、1 年生は大半の生徒が電気科に編入し、8 名が機械科、1 名が造船科に編入した。くわえて電気通信科は、通信の文字が軍事的であるという点から、通信の文字が削除され電気科に改称された。

1946（昭和 21）年 1 月 10 日には、勅令第 7 号により、航空学 5 講座が 1945 年 12 月 31 日に遡って削除され（資料編Ⅰ－333、p.929）、勅令第 8 号により臨時措置として工業力学 5 講座として工業実験物理学、応用流体力

表 5-24 廃止が決定した学科課程一覧

| 学部名 | 廃止が決定した学科課程 |
|---|---|
| 医学部 | 軍陣医学　教練及修練　植民衛生学 |
| 農学部 | 拓殖学　大陸農業論　南洋農業論　植民衛生学　木製航空機工業　熱帯植林学　熱帯林産学 |
| 理学部 | 航空力学　東亜地質論 |
| 法文学部 | 大東亜法制論　工業立地論　支那経済論　満州経済論　統制経済論　日本重工業論　南方経済論 |
| 工学部 | 航空通論（機械工学科の参考科目）　軍艦設計及艤装（造船学科）　造船学大意（造船学科の参考科目）　潜水艦設計及艤装（造船学科）　航空学科の全科目 |

出典：「評議会議事録」1946 年度。

学、応用弾性力学、熱力学及び熱伝導学振動学が設置された（資料編Ⅰ－334、p.930）。同時に勅令第 6 号により、活材工学研究所が 1945 年 12 月 31 日に遡って廃止された。

1946 年 3 月 15 日には、勅令第 141 号をもって九州帝国大学講座令が改正され、正式に工業力学 4 講座が置かれた。また、翌年の 1947（昭和 22）年 7 月 5 日には、政令第 126 号をもって、工業力学第一講座から第四講座は工業力学 2 講座と応用力学 2 講座に改められた。さらに、1949（昭和 24）年 1 月 31 日には文部省令第 4 号によって応用力学三講座に改められた。なお、1946 年 1 月から 2 月にかけて、軍国主義的であるという点から各学部で廃止が決定された学科課程は表 5-24 のとおりである。

1946 年 2 月には、細菌学教室内に設置された熱帯伝染病研究所が風土病研究所に改称され、1947 年に環境医学研究所に合流した。また、同年 3 月 22 日には、勅令第 155 号により医学部の「民族衛生学、植民衛生学一講座」は「民族衛生学一講座」に改められた。くわえて、1951 年には流体工学研究所と弾性工学研究所を発展的に解消するかたちで、新たに応用力学研究所が

設置された。

### （2）附属諸学校の廃止

敗戦後、九州帝国大学に設置された福岡臨時教員養成所、附属工業専門部、附属医学専門部などの附属諸学校はつぎつぎに廃止されていった。はじめに、附属工業専門部が 1949（昭和 24）年 1 月 13 日（政令第 8 号）に廃止となり、つづいて福岡臨時教員養成所が 5 月 31 日（法律第 150 号）に廃止となった。

附属工業専門部では、堅粕にある市立福岡商業学校の校舎を使用していたので、福岡商業学校の校長は、1945 年 8 月 15 日の午後、ただちに市役所や県庁を回り、校舎・校地の返還を要求した。しかし、いったん国に献納した校地・校舎の返還要求は受け入れられず、百武源吾九州帝国大学総長にじかに懇願することとなった。これに対し百武総長は、「そんなことは始（ママ）めてお聞きしたがお話の通りとすればお返しするのが順だと思う。いろいろ手続きということもあろうから今ここでどうということもいえないが御希望にそうよう尽力しましょう」と答えたという。

しかし、百武総長の後任として 11 月 30 日に就任した奥田譲総長は、「折角ですがあそこはお返しできません。九大工学部は大拡張する必要がある。あそこは周囲も広いし好適地である。あれを中心に拡張して第二工学部を設ける予定だからあしからず」と返答し、校地校舎を返還する意思がないことを伝えた（上野正造編『福商六十年史』、福岡市立福岡商業高等学校 、1959 年、pp.295-296）。この姿勢は、附属工業専門部の廃止が決定した 1946 年 1 月の時点においてもなお変わらず「当然校舎ハ大学ノモノ」と認識していた（「工学部教授会議事録」1946 年 1 月 16 日）。

ただし、附属工業専門部の教員の多くが工学部の兼任であるため、そのまま堅粕にある校舎で講義をするには不便であった。また、福岡商業学校が校

地・校舎の返還を求める運動を始めたため、「商業学校当局並生徒相互間ニ種々悪感情ヲ醸シツヽ」あることが懸念された。これらの諸問題を考慮し、附属工業専門部を工学部に移転することが決定した（「工学部教授会議事録」1946 年 1 月 16 日）。

こうして、校舎移転後は、工学部の各講義室で授業が行われ、実験は午前中工学部学生が使用しない時に行われた（『九州大学五十年史』通史、p.560）。1946 年 4 月 1 日には「帝国大学官制」（勅令 205 号）により教員の定員が従来通り認められ、第 1 回卒業生 168 名（機械科 A 組 41 名・機械科 B 組 44 名・電気科 42 名・造船科 41 名）、第 2 回卒業生 232 名（機械科 71 名・電気科 113 名・造船科 48 名）を世に送り出し、1948 年 3 月に廃校となった。

附属医学専門部は、1945 年 9 月 15 日に繰り上げ卒業による第 4 回生の卒業式が行われたが、次回生から繰り上げ卒業が廃止されたので、第 5 回生の卒業式は 1 か年延長して 1948 年 3 月 23 日に挙行された。1946 年以降は、終戦により外地医専生徒を受け入れることになったため新入生を募集しなかった。また、戦後の教育改革で医学教育が一本化されるに伴い、医学専門学校は A 級校と B 級校とに分けられた。B 級医専は廃止して A 級医専に収容することになったため、B 級ならびに外地医専生徒を受け入れた。1952 年 3 月 31 日には、医学教育改善要綱に関する閣議決定に基づき（1950 年 3 月 27 日法律第 22 号）廃止となった。

### （3）九州帝国大学から九州大学へ

戦後、大学の制度的な整備は、法制・機構の戦時色の払拭からはじまった。1945（昭和 20）年 11 月 9 日に「九州帝国大学処務規程」の一部が改正され、動員課が厚生課に改められた。さらに、1946（昭和 21）年 3 月 14 日には「九州帝国大学官制」が改正され（勅令第 141 号）、学生主事および学生主事補が廃止された。この改正に伴い、「専任一人奏任官トス上官ノ命ヲ承ケ庶務会

図 5-25 九州帝国大学から九州大学へ（『西日本新聞』1947 年 10 月 21 日）

計及学生生徒ノ厚生ニ関スル事務ヲ掌理」する書記官が新たに置かれ、書記官・事務官・書記の各定員が増加され、教授・助教授・助手および技手の各定員が減ぜられた。

同年 4 月 1 日には、それまで各帝国大学のそれぞれに制定されていた官制が廃止され、7 帝国大学共通の「帝国大学官制」（勅令第 205 号）が公布された。これにより、それまで総長以下は教授・助教授・事務監・書記官・事務官・司書官・技師・助手・書記・司書・技手と置かれていた職員が、総長・教授・助教授・文部教官・文部事務官・文部技官に整理された。さらに、大学職員の正式な官名は、文部教官・文部事務官・文部技官に統一され、官吏の身分も 1 級官（勅任官）・2 級官（奏任官）・3 級官（判任官）に改められた。なお、助手は正式には 3 級の文部教官となり、副手・無給副手、図書館の司書官・司書はなくなった。

くわえて、4 月 15 日には「九州帝国大学処務規程」が改められ、庶務課・会計課・建築課からなる事務局と学生課・厚生課からなる厚生補導部がおかれた。事務局には局長 1 人、厚生補導部に部長 1 人、事務局および厚生補導部の各課に課長 1 人を配置し、事務局長は事務監をもってこれに充当した。また、厚生補導部長は教授・書記官または事務官の中から総長がこれを補すこととされた。なお、4 月 20 日には、事務局長・厚生補導部長は 2 級または 1 級の文部事務官のなかから総長がこれを補し、同じく各課長は 2 級文部事

務官または 2 級文部技官の中から総長がこれを補すことに改められた。さらに、9 月 13 日には厚生補導部は学生部に改称された。

1947（昭和 22）年 3 月 31 日には「教育基本法」が制定され、教育の機会均等と男女共学が条文化されるとともに、「学校教育法」の公布によって大学は小学校や中学校、高等学校等と同様に学校の 1 つとして位置づけられた。それまで「学問の府」であった日本の大学は、制度上はじめて、万人にひらかれた学校の 1 つとなったのである。

同年 9 月 30 日には政令 204 号により「帝国大学令」が「国立総合大学令」に、「帝国大学官制」が「国立総合大学官制」に改称された。こうして、大学制度のなかから「帝国大学」の呼称は無くなり、九州帝国大学も九州大学となった（資料編Ⅰ－336、pp.930-933）。なお、1949（昭和 24）年 5 月の「国立学校設置法」および同年 6 月の「国立学校設置法施行規則」により、旧制の国立総合大学およびその他の官立大学に関する規程はすべて廃止された。

### （4）生体解剖事件の公判

1945（昭和 20）年 5 月から 6 月にかけて、医学部の解剖学教室で、本土空襲で逮捕された米軍 B29 搭乗員 8 名に対して実験手術が行われた。実験の目的は、人間は血液をどの程度失えば死ぬか、血液の代用として生理的食塩水をどの程度注入できるか、どれだけ肺を切り取ることが可能か、人間の脳の切開はどこまで行えるか、心臓の手術はどうであるか、などであった。西部軍監視のもとに行われたこの実験手術により、8 名の捕虜全員が死亡した。いわゆる、「生体解剖事件」である。

この事件では、医学部関係者 11 名と西部軍あわせて 30 名が起訴され、執刀した第一外科の石山福二郎教授が戦犯容疑者として捕らえられた後に「一切ハ軍ノ命令ナリ　責任ハ余ニアリ」という遺書を残して福岡刑務所で縊死を遂げた。

九大生體解剖事件判決

絞首刑 横山(元西部軍司令官)ら五名

肝臓試食關係は無罪

横浜軍事裁判

西日本新聞

図 5-26 生体解剖事件の判決を第 1 面トップで伝える『西日本新聞』(1948 年 8 月 28 日)

1948 年 3 月 11 日より審理がはじまり、同年 8 月 27 日に下された判決により、5 名が絞首刑、4 名が終身刑、14 名が有期刑、そして 7 名が無罪とされた。このうち、九州大学関係者で判決を受けた者は 14 名で、絞首刑 3 名、終身刑 2 名、重労働 25 年 2 名、同 15 年 3 名、同 9 年・6 年・5 年・3 年各 1 名であった。

この事件は当事者が大学の設備を使って勝手に行ったことであり、大学の関知するところではなかったことが軍事裁判でも認められたからか、判決直後の 9 月 8 日に開催された医学部臨時教授会では「この事件は本学部としては直接関係がないが」と前置きした上で、「学部内に起つた事件でもあるから判決発表あつたこの際学部内の反省と決意の会を開催し職員学生々徒の反省と新らしい決意を促したい」との提議がなされ可決された（『九州大学五十年史』通史、p.555)。それと同時に、今回の事件に対して福田得志医学部長・楠五郎雄（ごろお）附属医院長・小野興作附属医学専門部長の連名で「われわれは社会並に学界に対して誠に申訳ないと考える」（『九州大学新聞』第 275 号、1948 年 9 月 15 日）との反省文が掲示された。

この「反省と決意の会」は、職員・学生生徒・看護婦等へ出席を求め 9 月 15 日に医学部中央講堂で開催された。「反省と決意の会」では「医学研究及び研究のありかたについて反省し、われらは医師として人間の生命及び身体の尊厳についての認識を一層深くするとともに、その天職をまもりぬくため

には、たとえ国家の権力または軍部等の圧力が加わっても、絶対にこれに屈従しない」ことを決意（『九州大学五十年史』通史、p.555）、上記 3 名の教授らによる感話が行われたようである（前掲『九州大学新聞』第 275 号）。

1950 年に朝鮮戦争が勃発すると、同事件の関係者は減刑され漸次釈放されたため、実際には 1 人の刑死者もでなかった。その後、『九州終戦秘録』（1953 年）として上野文雄によってこの事件が大々的に取り上げられたのをはじめ、1958 年には遠藤周作により小説『海と毒薬』の題材ともなった。1957 年には、事件の関係者の 1 人であった平光吾一（ひらこう）元医学部教授が「戦争医学の汚辱にふれて―生体解剖事件始末記―」（『文芸春秋』10 月号）において事件の大要を公にしている。さらに、1979 年には『汚名「九大生体解剖事件」の真相』（東野利夫）と『生体解剖 九州大学医学部事件』（上坂冬子）が相次いで発表され、事件の詳細が明らかにされた。

2008（平成 20）年には、第 20 回日本生命倫理学会会長であった笹栗俊之九州大学大学院医学研究院教授の申し出により、「生命倫理の立場から医師が行なった実験手術を、歴史的事件としてどのように評価位置付けしたらよいか」との観点から、最後の目撃証人である東野利夫に特別講演の依頼がなされた（九州大学医学部同窓会誌『學士鍋』第 171 号、2014 年 6 月、p.88）。講演は「所謂九大生体解剖事件を歴史的教訓に」というテーマで、2008 年 11 月 29 日に九州大学医学部百年講堂で開催された。こうして、事件後 63 年にして、生命倫理の立場から「生体解剖事件」を歴史的事件として改めて検証する試みがなされはじめている。

### （5）転入学生の受け入れ

#### 軍関係学校生徒の転入学

1945（昭和 20）年 8 月 28 日、陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱が閣議決定された。これにより陸海軍諸学校の在学者は学科試験なしで文部省

管下の諸学校に転入学させるとともに、軍関係学校出身者は入学選考にあたり一般学生よりも優先的に取扱われるものとされた。さらに、同年 9 月 5 日には文部省により「陸海軍諸学校出身者及在学者等ノ編入学ニ関スル件」（発専 120 号）が発せられ、入学志願者の選考にあたっては口頭試問と身体検査を実施し学科試験は行わないこととし、入学期日は 1946 年 4 月中とされた。しかし、1945 年 11 月 16 日には陸海軍諸学校出身者及在学者等措置要綱が改正され、軍関係学校出身者の優先的な入学が認められなくなった。

翌 1946 年 2 月 22 日には、「大学入学ニ関スル件」（発学 89 号）により一般の受験者と同等の条件で選考するとともに、軍関係学校からの転入学者数を学生総数の 1 割以内にすることとなった。さらに、1946 年 7 月 4 日には「陸海軍諸学校在学者及卒業者等の大学高等専門学校への入学に関する件」（発学 314 号）が発せられた。これにより、陸海軍諸学校出身者等の入学は全校生徒数の 1 割以内を限度とし、それ以前の入学者ですでに限度数を超えている場合は新たな入学者は認められないこと、そして、陸海軍諸学校の在籍が 1 年以内の者については制限枠から除外し一般の志願者と同等の扱いとするが、同一条件の場合は一般者を優先入学させることとされた。

九州大学では、1946 年より軍関係学校転入学者を受け入れており、1946 年 10 月 1 日現在の調査によると、第 1 学年に医学部 48 名・工学部 81 名・農学部 39 名・法文学部 52 名・理学部 5 名、計 225 名が入学した（『自昭和二〇.一二月至〃二二.一二月　文部省照会報告書類　教務課』、九州大学大学文書館所蔵）。また、翌年の 1947 年度には工学部に 3 名、法文学部に 47 名、理学部に 12 名、1948 年には農学部に 1 名、法文学部に 2 名、理学部に 6 名の転入学者があった。

### 引揚学徒の転入学

1945（昭和 20）年 11 月 19 日、文部省は「外地外国所在学校在学者等の転学等に関する件」（発学第 37 号）を発し、引揚学徒の転入学の便宜を図る

ために 12 月中に転入学試験を実施するよう通達した。これをうけ、九州帝国大学では 12 月に第 1 次転入学試験を実施した。

第 1 次転入学試験では、理学部の物理学科の 1 年次に 2 名、化学科の 3 年次に 1 名、法文学部の法科の 3 年次に 30 名、文科の 3 年次に 16 名、経済科の 3 年次に 17 名、医学部の 1 年次に 22 名、2 年次に 19 名、3 年次に 17 名、4 年次に 20 名、医学専門部の 4 年次に 23 名、福岡臨時教員養成所の 3 年次に 1 名が受験をした。その結果、理学部・法文学部・福岡臨時教員養成所では受験者全員が転入したが、医学部では実際に転入することができたのは 1 年次が 5 名、2 年次が 10 名、3 年次が 10 名、4 年次が 16 名であった。なお、医学専門部では 3 年次に 11 名が転入した（前掲『自昭和二〇.一二月至〃二二.一二月　文部省照会報告書類綴　教務課』）。

さらに、1946 年 8 月 1 日には「外国及外地引揚邦人子弟の転校に関する件」（発学 356 号）が発せられた。同通牒では、引揚を要する学徒数 2 万 0651 名（大学 2382 名、大学予科・高等学校 2638 名、専門学校 1 万 5630 名）のうち転入学を終えた者は 3700 名にすぎないため、各学校で 9 月中に銓衡の上、定員外として「教授設備の許す限り」転校を認めるよう協力が求められた。九州帝国大学では、同年 9 月に第 4 次転入学試験を実施し 131 名（うち医学専門部 63 名）が転入学した（前掲『自昭和二〇.一二月至〃二二.一二月　文部省照会報告書類綴　教務課』）。

1945 年から 1946 年にかけて九州大学で実施された第 1 次～第 4 次までの転入学試験の結果は表 5-25～28 の通りである。表から、医学部・医学専門部以外の学部では、試験を受けた学生のほとんどが入学していることが分かる。

各学部における第 1 次から第 4 次までの在外地からの転入学生徒の出身校は、京城帝国大学・旅順工科大学・台北帝国大学・南満洲工業専門学校・建国大学・東亜同文書院大学・満洲医科大学である。そのなかでも、九州帝国大学では台北帝国大学より多くの転入学生徒を受け入れていることが分かる

表 5-25 引揚学徒転入学者実数および受験者数（第 1 次転入学試験）

| 学　部 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|---|---|---|---|---|
| 理学部 | | | 3（ 3） | |
| 法文学部 | | | 63（63） | |
| 医学部 | 5（22） | 10（19） | 10（17） | 16（20） |
| 医学専門部 | | | 11（13） | 0（23） |
| 福岡臨時教員養成所 | | | | 1（ 1） |

註：1947 年 5 月 31 日現在。受験者および転入学があった学部のみを記載した。表中（ ）内は受験者数。

出典：『自昭和二〇.一二月至〃二二.一二月　文部省照会報告書類綴　教務課』。

※以下表 5-28 まで註・出典ともに同じ。

表 5-26 引揚学徒転入学者実数および受験者数（第 2 次転入学試験）

| 学　部 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|---|---|---|---|---|
| 工学部 | 21（21） | 33（33） | 12（12） | |
| 理学部 | | 5（ 5） | 4（ 4） | |
| 法文学部 | | | 29（29） | |
| 医学部 | 20（27） | 6（11） | 9（12） | |
| 農学部 | 22（22） | 16（16） | 1（ 1） | |
| 医学専門部 | | 21（50） | 9（29） | 5（ 5） |
| 福岡臨時教員養成所 | | | 6（ 6） | |

表 5-27 引揚学徒転入学者実数および受験者数（第 3 次転入学試験）

| 学　部 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|---|---|---|---|---|
| 法文学部 | | | 12（10） | 11（14） |
| 医学部 | 8（22） | 6（26） | 8（21） | 9（19） |
| 農学部 | | ママ 2 | | |
| 医学専門部 | | 10（31） | 4（13） | 1（ 2） |
| 福岡臨時教員養成所 | | | 3（ 3） | |

表 5-28 引揚学徒転入学者実数および受験者数（第 4 次転入学試験）

| 学　部 | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 |
|---|---|---|---|---|
| 工学部 | 53（53） | 30（30） | 11（11） | |
| 理学部 | | | 1（ 1） | |
| 法文学部 | 2（ 3） | | 0（ 2） | |
| 医学専門部 | 29（42） | 15（25） | | 19（19） |

表 5-29 各学部における第 1 次～第 4 次在外地転入学者出身校一覧

| 出身大学名 | 工 | 理 | 農 | 医 | 法文 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 京城帝国大学 | 5 | 3 | | 58 | 46 | 112 |
| 旅順工科大学 | 89 | 2 | | | | 91 |
| 台北帝国大学 | 60 | 6 | 42 | 23 | 57 | 184 |
| 南満洲工業専門学校 | | | | | 1 | 1 |
| 建国大学 | | | | | 6 | 6 |
| 東亜同文書院大学 | | | | | 7 | 7 |
| 満洲医科大学 | | | | 26 | | 26 |
| 北京大学 | | 2 | | | | |

出典：『自昭和二〇.一二月至〃二二.一二月　文部省照会報告書類綴　教務課』。

（表 5-29 参照）。そのほか、医学専門部には、京城医学専門学校 22 名・平壌医学専門学校 10 名・大邱医学専門学校 11 名・青島医学専門学校 3 名・咸興医学専門学校 5 名・光州医学専門学校 1 名・京城女子医学専門学校 1 名・新京医学専門学校 3 名・台北帝国大学医学専門部 17 名・佳木斯医学科大学 4 名・旅順医学専門学校 43 名・そのほか 3 名、臨時教員養成所には、京城帝国大学附属理科教員養成所数学科 7 名・台北高等学校附属臨時教員養成所 1 名・旅順工科大学附設旅順臨時教員養成所 1 名が転入学を果たした。

1948 年 5 月 10 日現在の記録によれば、第 6 次引揚学徒転入学措置として、

工学部 2 名・農学部 2 名・法文学部 8 名の学生が転入学した（旅順工科大学より 2 名、台北帝国大学より 3 名、建国大学より 6 名、京城帝国大学より 1 名。『昭和二十三年～昭和二十九年文部省照会報告書類』、九州大学大学文書館所蔵）。

## 第 2 節　理学部の久留米移転計画

### （1）理学部の施設問題

1919（大正 8）年に真野文二総長によって着手されて以来、20 年の歳月を経て難産のうえようやく設置された理学部は、その設立当初から施設面で大きな問題を抱えていた。建物については、農学部から農芸化学仮教室を譲り受け、工学部応用化学教室および元地質学教室の一部、工学部数学部物理教室と化学教室の一部を借用し、元学生診療所等の既設建物を流用していた（表 5-30）。その後も、1940（昭和 15）年 8 月に木造平屋建ての仮教室が建

表 5-30 理学部仮教室一覧（1939 年 4 月現在）

| 仮教室名 | 旧教室名 |
|---|---|
| 化学仮講義室 | 農学部農芸化学第四仮教室 |
| 化学第一仮教室 | 農学部農芸化学第三仮教室 |
| 物理学第一仮教室 | 農学部農芸化学第二仮教室 |
| 化学第二仮教室 | 農学部農芸化学第一仮教室 |
| 地質学仮教室 | 学生診療所 |
| 地質学仮講義室 | 工学部仮教室（一部充当） |
| 地質学教室 | 工学部地質学教室 |
| 数学物理学教室 | 工学部数学物理教室（一部供用） |
| 化学教室 | 工学部化学教室（一部供用） |

出典：『昭和十四年度以降 会議々事録 理学部』（九州大学大学文書館所蔵）。

図 5-27　1941 年頃の箱崎キャンパス航空写真

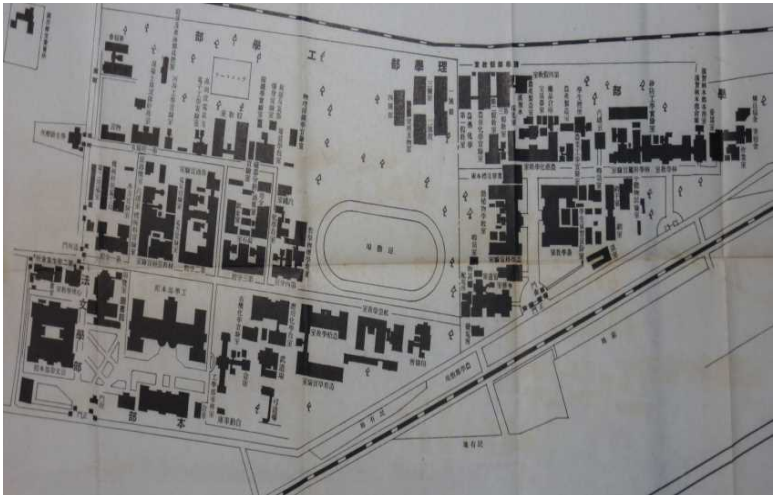

図 5-28　1941 年の箱崎キャンパス平面図（『昭和十六年度九州帝国大学一覧』）

築されたものの、時局の影響による物価の高騰と資材の不足などから、その後も理学部の建物はあまり整備されることはなかった(『昭和二十二年度概算書類』、九州大学所蔵)。

しかし、理学部が抱えていた課題は建物だけではなかった。建物が立地する場所そのものに、大きな問題をはらんでいたのである。理学部がある箱崎キャンパスという土地は、鉄道と国道・県道に挟まれているため、鉄道や道路からの振動が甚だしく、精密実験をするには不適当な場所であった。また、海岸にも近いため、機械器具の保存が難しいのみならず、地下水位が高いので実験用地下室を設けることが困難であった。

さらに、福岡市の都市計画では、九州大学の付近一帯は工場地として予定されていたため、教育研究上、一層の支障をきたすことが予想された。このような問題を抱えたまま終戦を迎えた理学部は、学都として更生をはかる久留米市への移転に名乗りを上げたのである。

### (2) 理学部の久留米移転計画

1945（昭和 20）年 10 月 24 日、理学部は久留米移転案を教授会に正式に提議、12 月 22 日には、さっそく、移転先の候補地である久留米市を訪問することとなった。この久留米市の旧第 49 部隊跡の視察に先立ち、理学部化学教室の篠田栄教授らは、

> 現在の理学部の位置は研究上に少なからず支障があるのみならず博多湾の将来を考へるとこの際適当の位置に移転する方がよかろうとの結論に達し候補地を探してゐるところです、もし理学部の久留米移転の結果がよければ総合大学としての九州帝大全学部の久留米移転にまで進展する可能性は十分あると思ひます

と述べている（『西日本新聞』1945 年 12 月 23 日)。視察後、翌 23 日には久留米移転について学部として最終決定を行う協議会を開催し、27 日には移転

## 旧兵舎・軍用地の位置図

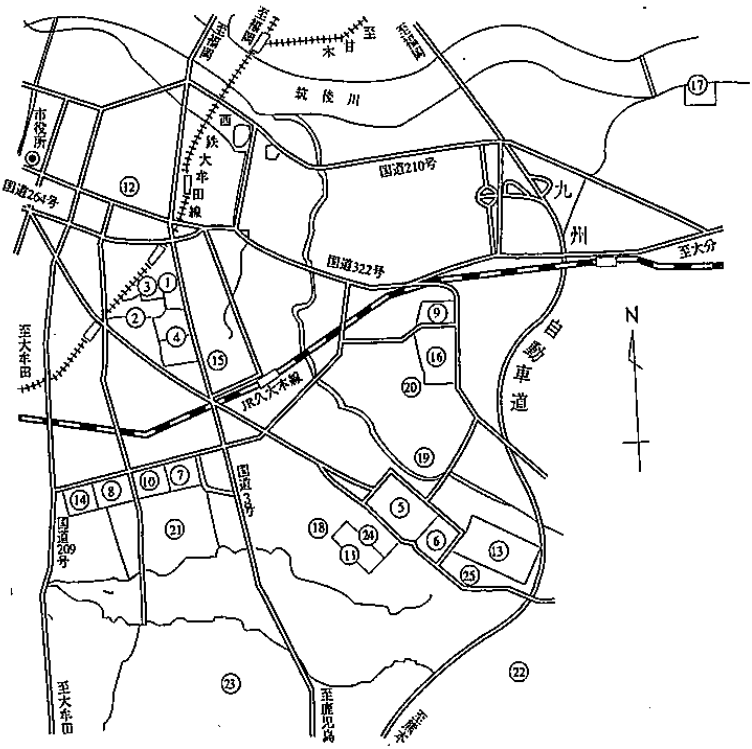


①第12師団司令部　②師団被服倉庫　③久留米偕行社　④師団兵器部　⑤西部第48部隊　⑥西部第49部隊　⑦西部第50部隊　⑧西部第51部隊　⑨西部第52部隊　⑩西部第54部隊　⑪久留米陸軍病院　⑫憲兵隊本部　⑬第１陸軍予備士官学校　⑭第２陸軍予備士官学校　⑮師団長官舎　⑯工兵隊作業場　⑰工兵隊渡河訓練場　⑱第１軍用水道　⑲第２軍用水道　⑳陸軍墓地　㉑久留米練兵場　㉒内野訓練場　㉓高良台演習場　㉔歩兵第24旅団司令部　㉕高良内射撃場

図 5-29 久留米市内の旧兵舎・軍用地の位置

（前掲『久留米市史』第 11 巻資料編現代 p.11 より転載）

案が評議会にて承認された（資料編Ⅰ－339、pp.943-944）。この旧第 49 部隊跡（高良内町、土地面積 16 万 8828.1m2、建物面積 2 万 1322.3m2。久留米市史編さん委員会編『久留米市史』第 11 巻資料編現代、久留米市、1996 年、p.12）への移転の決め手は、その好条件な立地にあったと考えられる。同部隊跡は、近くに高良山を望み、その周囲は平坦な土地で広大な空き地を有していたため､農耕地として利用することで食糧難への対処が期待できた。

また、敷地内にある多数の兵舎等の建物は、多少の模様替えをすれば講義室・実験室・研究室等に改造することができ、将来は学部の発展にも寄与し得ることが予想された。さらに、福岡市から旧第 49 部隊跡までの所要時間は、久留米駅まで電車や汽車で約 50 分、久留米駅からはバスで約 10 分程度であるため、その交通の便の良さも魅力の 1 つであった（前掲『昭和二十二年度概算書類』）。

もちろん、教員のなかには、理学部が移転するとキャンパスが分散することになり、事務連絡上の支障があるだけでなく総合大学として研究・教育上問題があるため、慎重を期するべきであるという意見もあった。しかし、「総合大学の実を失なわず、将来大学の発展等を充分考慮するように」との希望が付され、大学全体が移転をする際にはこれに理学部も合流することを条件に、1946 年 1 月 16 日の教授会にて移転が承認されたのである。

これをうけ、理学部の松浦新之助と北川敏男の両教授は 17 日に財務局久留米出張所を訪問し、兵舎の払い下げ手続きについて協議したが、同兵舎に同居することとなっている高良内青年学校から校内 1 坪の耕地要求等の問題があった。そこで、理学部では一両日中に全教授が実地視察した上で現地で教授会を開いて対策を講じることとした（『西日本新聞』1946 年 1 月 18 日）。しかし、同兵舎跡は占領軍が一部使用することとなったため、占領軍からすでに日本政府内務省に渡されていた元 48 部隊跡（久留米市国分町、土地面積 13 万 5487.59m$^2$、建物面積 2 万 8115.7m2）に移転先を変更することとなった（『九州大学五十年史』通史、p.532）。

2 月 18 日には、疎開の継続を希望していた数学教室が元 48 部隊跡への移転を完了し、理学部の久留米移転は順調に進むかのように思われたが、敗戦後の日本社会の困窮は予想以上に厳しいものがあった。預金封鎖や資材の欠乏、輸送難のため、実験設備を必要とする物理・化学・地質教室の移転は困難であり、そのため、7 月に久留米支部の修理費用が教授会の議題に取り上げられると、移転そのものについて再び検討する必要性が叫ばれることとなった（理学部「第 110 回教授会議事録」1946 年 7 月 4 日）。そして、1947 年の中頃には、生物学科の設置ならびに一般教養科目の開講に伴い久留米移転について全教官で善処することとなり（理学部「第 124 回教授会議事録」1947 年 8 月 9 日）、同年の末には移転の取り止めが決定されることとなった（理学部「教授助教授協議会議事」1947 年 11 月 5 日）。

久留米市への移転取り止めが決定された理由は、1949 年度より発足する新制度の実施に伴う諸問題にあった。新制度発足により、理科と文科系を基礎とした一般教養科目を設定する必要があるため、他学部とますます緊密な関係を築いていく必要があった。そのため、理学部が単独に離れていることは、総合大学の見地から見て許されない状態であったのである。また、施設資材の入手難により実験学科の移転が困難であるという現実があり、これらの点から、理学部の久留米移転は全学的にみても不利であった。こうして、1947 年 11 月 5 日開催の理学部教授助教授協議会で審議の末、全員一致で箱崎に本建築を建て、久留米支部はその一部を特別研究所として使用することが決定された（理学部「教授助教授協議会議事」1947 年 11 月 5 日）。

しかし、本部側が理学部とは異なる意向を示し、理学部のこの決定は覆されることとなる。本部は、理学部が箱崎地区に帰することは至極当然であるとしつつも、将来の大学の発展を鑑み、借用中の久留米支部を手放さずに建前上は一応理学部が全部使用するという方向でいきたい旨を理学部に伝えてきたのである。こうした本部の意向について、1947 年 11 月 7 日に理学部建築委員会で審議し、その結果、本部の意見に賛成することとなった（『昭和二

十二年二月　会議議事録　第四号理学部』、九州大学大学文書館所蔵）。

### （3）数学教室の移転と復帰

1947（昭和 22）年 11 月 7 日の理学部建築委員会での審議結果を受けてか、先に移転を完了した数学教室では箱崎に戻らず、引き続き移転先の久留米において教育研究活動を続けることとなった。数学教室では、兵舎跡を宿舎および教室に利用する独自の生活様式が続き、教員と学生は生活をともにして親密な塾教育の観を呈したという（柴垣和三雄「回想記」、『九州大学理学部創立五十周年記念誌』、1989 年、p.26。『九州大学五十年史』通史、p.532）。けれども、理学部全体での久留米移転が頓挫した今となっては、独り数学教室だけが久留米に残るメリットはほとんどなかった。そのため数学教室は、1948 年 7 月 14 日には、久留米支部に教養部が置かれることになれば、漸次箱崎に復帰することを教室主任会議の場で確認している（前掲『昭和二十二年二月　会議議事録　第四号理学部』）。

ただし、久留米支部を理学部が使用するという名目で九州大学が敷地を借用するという建前上、数学教室が箱崎に復帰することを公表する訳にはいかなかった。こうして数学教室の箱崎への復帰を、「デリケートな問題」であり「慎重検討する必要」があるものとして、その問題解決を先送りしようとする本部側の姿勢に、数学教室側は業を煮やしたようである。この件について、1948 年 9 月 15 日の教授助教授協議会では「数学教室としては辞を低くして頼むことではなく当然の措置として実行して貰ふことと了解せられる」と語気を強めている（『昭和二十四年六月　会議議事録　第五号 5-5　理学部』、九州大学大学文書館所蔵）。

しかし、箱崎に拠点を置いた状態で久留米支部を借用しつづけることは、不可能であった。1949 年 5 月 2 日に、干潟龍祥文学部教授、妻木徳一理学部教授、管材局第一課長らは GHQ の福岡軍政部経済部長に面会したところ、

「過去三年間学校施設として充分に使用せないのは復興上より見ても遺憾である ここに警告を与へる」と伝えられた。この「警告」に対し、今後は久留米支部を第三分校として使用すること、そして、数学教室は逐次箱崎地区へ移る計画であることが理学部長をとおして軍政部に伝えられた（前掲『昭和二十四年六月 会議議事録 第五号 5-5 理学部』）。

これを受け、1949 年 6 月 27 日の教授会でようやく数学教室の復帰が了承された。そして、数学科 1 年の授業は 1949 年 9 月より箱崎にて行い、同様に 2 年の授業も 1950 年 1 月より箱崎にて行うことが教授会にて承認された。こうして、1950 年には、数学教室は箱崎に復帰することができたのである。

## 第 3 節　学内・校内刷新

### （1）教員の復帰と追放

**教員の復帰**

GHQ は、超国家主義および軍国主義の一掃を図るべく 1945（昭和 20）年 10 月から 12 月末にかけて、「日本教育制度に対する管理政策」「教育および教育関係者の調査、除外、認可に関する件」「国家神道、神社神道に関する政府の保証、支援、保全、監督ならびに公布の廃止に関する件」「修身・日本歴史および地理停止に関する件」の 4 指令を発した。なかでも 10 月 22 日の「日本教育制度に対する管理政策」では、教師・教育関係者について職業軍人、軍国主義者、極端な国家主義者、占領政策反対者を罷免し、戦前に自由主義的で反軍的言論のため解職された者を優先的に復職させることが求められた。

九州帝国大学では唯一、法文学部において 5 名の教員が思想言動の故をもって罷免されていた。1945 年 11 月 21 日、先の指令をうけてその罷免され

ていた 5 名の教員の復帰が決定した。罷免されていた教員のうち、向坂逸郎（さきさかいつろう）は 3・15 事件で大学を去った後に東京で文筆活動をしており、石濱知行は読売新聞の論説委員として活躍していた。九大側の熱心な要請により、向坂と石濱は教授として復帰することとなった。また、出版法違反問題で大学を去ったのち東亜研究所の嘱託に就任していた今中次麿、人民戦線事件で大学を離れた高橋正雄も同様に教授として復帰を果たした。しかし、3・15 事件で大学を去った佐佐弘雄だけは、戦時中は近衛文麿の政治研究会メンバーであり朝日新聞に関係もあることから東京から離れられないという理由で、教授として復帰することはなく、講師として集中講義などを担当した。教官らの復学によって、「往年の自由主義華やかなりし九大時代を再現することになる」（『西日本新聞』1946 年 2 月 2 日）と、大学の民主化が期待された。

### 不適格教員の追放

1945（昭和 20）年 11 月 22 日には、同月 1 日付文部次官通牒の趣旨に従い、各教官に対して「各自軍国主義者または超国家主義者の信奉者等に該当するかどうかを反省し必要あらば善処すべき」旨の通知がなされた。さらに、マッカーサー司令部から最低 5 名の「反民主主義的無能教授」を指名するよう要求されていた。そこで九州帝国大学では、早急に各学部から教授 3 名・助教授 1 名の委員を選出して思想審査委員会を設置した。

しかし、一部教官の傍観者的態度と新旧思想の対立により意見の一致をみず、九大の再建問題は混迷の様相を呈した。一部の教官からは現審査委員に対する不満の声が高まり、これを契機に一挙に学内を刷新するべきであるという強硬論や、審査委員に民間の有識者を登用するべきとの論が唱えられた（『西日本新聞』1946 年 1 月 12 日）。こうした事態を考慮してか、1946 年 2 月 26 日には、大学全体の思想審査委員会を刷新委員会（教授 3 名・助教授 1 名の外に補欠として教授 1 名・助教授 1 名から成る）へと発展的に改組し（「第 422 回評議会議事録」1946 年 2 月 26 日。『医学部教授会議事録』1946 年 12

月 14 日)、さらに各学部には刷新協議会（理学部「第 98 回教授会議事録」1946 年 3 月 2 日）を設けることが評議会において決定された。学内の制度や規則の刷新が刷新委員会や刷新協議会で行われる一方、教員の追放については各学部に設置された教員適格審査委員会が負うこととなった。

表 5-31「教員適格審査委員会の審査を受くべき者」統計一覧

| 所　属 | 教授 | 助教授 | 計 |
|---|---|---|---|
| 医学部 | 27 | 19 | 46 |
| 工学部 | 38 | 26 | 64 |
| 農学部 | 30 | 25 | 55 |
| 法文学部 | 30 | 13 | 43 |
| 理学部 | 21 | 15 | 36 |
| 温泉治療学研究所 | 2 | 2 | 4 |
| 流体工学研究所 | 1 | 3 | 4 |
| 弾性工学研究所 | 3 | 1 | 4 |
| 木材研究所 | 3 | 3 | 6 |
| 合計 | 155 | 107 | 262 |

出典：『教職適格審査に関する通牒綴』

1946 年 5 月 7 日には、「教職員ノ適格審査ヲスル委員会ニ関スル規程」（昭和 21 年文部省訓令第 5 号）が制定された。同規程により、教職員の適格審査をする委員会は、都道府県教員適格審査委員会、学校集団教員適格審査委員会、大学教員適格審査委員会、教職員適格審査委員会、中央教職員適格審査委員会に区分された。大学教員適格審査委員会については、大学の総長または学長が大学別（数個の学部を置く大学では各学部別）に委員会を設け、その大学の教員を審査するものとされた。これを受け、九州大学では同年 6 月 4 日の評議会で奥田総長から教職員適格審査委員会を設置することが告げられ、各学部より 5 名ずつ出席の上で教職員適格審査に関する打ち合わせ会を開催することとなった（「第 424 回評議会議事録」1946 年 6 月 4 日）。

6 月 21 日には文部大臣官房適格審査室長に対し、互選した教員適格審査委員会委員が報告された。上記規程が準拠する「昭和二十年勅令第五号百四十三号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル権ニ基ク教職員ノ除

去、就職禁止及復職等ノ件」（昭和 21 年勅令第 263 号）では、その「附則別表 1」において教職不適格者として審査委員会の審査判定を受けるべき者の基準が決められており、上記報告と合わせて「教員適格審査委員会の審査を受くべき者」の統計一覧も提出したようである。

各学部に設置された教員適格審査委員会は、文部省訓令により 1947 年 4 月 30 日をもって解散した。審査の結果、秋永肇法文学部助教授と日下部兼道農学部助教授の 2 名の教員が不適格判定となった。結果として不適格判定を受けなかったが戦時下での言動等により要審査に該当する教員が多くいた中で、あえてなぜ彼ら 2 名が不適格判定を受けたのか、その積極的理由は史料から明らかではない。公職追放の場合、敗戦の直前に士官学校を卒業し実際には戦闘に参加していなかった将校らが「追放者数を稼ぐ」ために追放該当者とされたという（増田弘「公職追放審査の実態」、『琉大法学』39、1986 年、p.34）。教職員適格審査の場合も、こうした「追放者数を稼ぐ」という側面があったのかもしれない。不適格判定報告によると、秋永肇法文学部助教授は、文部省令第 1 号（1946 年 5 月 7 日公布）附則別表第 1 の 1 の 6「軍国主義アルヒハ極端ナ国家主義ヲ鼓吹シタ者、又ハソノ様ナ傾向ニ迎合シテ、教育者トシテノ思想的節操ヲ欠クニ至ツタ者」に該当した旨が記載されている。また、日下部兼道農学部助教授については、同附則別表 1 の 1 の 5「自由主義反軍主義等ノ思想ヲ持ツ者、又ハ何レカノ宗教ヲ信ジル者ヲソノ思想又ハ宗教ヲ理由トシテ迫害シ又ハ排斥シタ者」への該当が不適格判定の理由として挙げられている。

なお、学内の制度や規則については、新たに委員会が設けられ引き続き刷新がすすめられた。1947 年 5 月 17 日には、5 名の委員より成る全学的委員会を新たに組織することが可決され（「第 430 回評議会議事録」1947 年 5 月 17 日）るとともに、翌月 23 日には各学部より委員を選出して構成する大学学術体制刷新委員会の設置が評議会にて承認された（『医学部教授会議事録』1947 年 6 月 23 日。「第 432 回評議会議事録」1947 年 6 月 23 日）。

福岡県下の高等学校や専門学校等の教員の適格審査については、九州地区学校集団教員適格審査委員会が 1946 年 7 月 10 日に設置され、翌日初会合が九州帝国大学本部会議室にて開催された。不破武夫九州帝国大学法文学部教授を委員長に、教員代表として福岡高等学校・長崎経済専門学校・久留米工業専門学校等の教員 6 名、各界代表として福岡県農業会専務理事など 6 名、その他に福岡高等学校・福岡経済専門学校・福岡第一師範学校の各校長が教育職員代表をつとめ、計 16 名が委員として構成された。

同委員会では「教授追放に広く民間の輿論を尊重」するという目的のもとに、一般市民からの投書を受け付けることとなり、この試みについて『西日本新聞』では「学園民主化に先鞭をつけた新しい試み」と評価している（『西日本新聞』1946 年 8 月 5 日）。毎週木曜日を定例審査委員会開催日とし、抽選により各学校の審査順序が決定された。1947 年 1 月までに 8000 名の第 1 次審査を終えた。委員会の存置期間はおおよそ 6 か月とされていることもあり（文部省人事課適格審査室編『教職員の適格審査に関する記録』、1952 年、pp.1-18）、同委員会は 2 月までには審査を総て終了させることを発表していた（『西日本新聞』1947 年 1 月 23 日）。

しかし、期間内に審査を終えることが難しく、九州地区学校集団教員適格審査委員会での審査は翌年の 4 月にまでずれ込むこととなった（『西日本新聞』1947 年 4 月 1 日）。こうした傾向は同委員会に限らず全国的な傾向にあり、委員会存置の期間延長が必要不可欠となった。それに加えて、適格審査の適用については現任者に限られていたのを、就職希望者についても現任者と同様に審査を行うことの必要性が叫ばれた。そこで、教育職員適格審査委員会にて引き続き審査を行うこととなり、1947 年 4 月 30 日をもって九州地区学校集団教員適格審査委員会は解散し、その任務は教育職員適格審査委員会に引き継がれることとなった。なお、適格審査の結果、福岡高等学校・久留米工業専門学校ともに不適格判定を受けた者は 1 人もいなかった。

## （2）学内・校内刷新運動

### 法文学部の刷新運動

学内刷新に逸早く着手したのは法文学部であった。1945（昭和 20）年 11 月 21 日、九州帝国大学で思想言動のため罷免された教官を唯一出していた法文学部では 5 名の教官の復帰を決定した。復学が決定された 5 名とは、3・15 事件で大学を去った向坂逸郎、石濱知行、佐佐弘雄、出版法違反問題の今中次麿、人民戦線事件の高橋正雄である。前述のとおり、佐佐弘雄だけは、諸事情により教授として復学することはなく講師として集中講義などを担当したが、他 4 名は教授として復学した。12 月 19 日には、教授 6 名と助教授 2 名に学内全体の思想審査委員会委員 4 名を加えた思想調査委員会を設置している。

審査基準として、①反動的疑いある思想団体の関係者であったか否か、②著書論文において問題となることがあるかどうか、③軍または大政翼賛会との関係の有無、④学内行政において進歩的な者を阻止し、反動的な思想の持ち主を支持したかどうかなどの点から、1946 年 3 月 12 日までの間に 16 回の委員会が開催された。

その結果、12 名の教授と 3 名の助教授が問題となったが、そのうち 1 名が死去し、その他は自発的に退職したりまた弁明の末に辞任が決定したりして 2 名が留任した。思想調査委員会での審査を経たのち、教員適格審査委員会にて適格審査を開始し、前述のとおり秋永肇助教授が不適格となった。

### 理学部の刷新運動

各学部にて刷新協議会が設置され学内刷新が図られるなか、理学部・医学部・農学部の各学部長を更迭するという情報が、正式に公表される前に学外に漏洩するという事件が発生した。これをうけ理学部では 1946（昭和 21）年 3 月 15 日の教授会で「学部内ヨリ其ノ情報出デタルモノノ如ク」と述べ、

刷新協議会とは「刷新事項ヲ審議シ且刷新ノ具体案ヲ作ル、学部長ノ諮問ニ応ジ刷新事項ヲ審議」するところであると協議会の性格を再確認した（理学部「第 99 回教授会議事録」1946 年 3 月 15 日）。4 月 13 日には、刷新協議会の名称は「刷新会」に改められた（理学部「第 102 回教授会議事録」1946 年 4 月 13 日）。理学部の刷新協議会および刷新会では、学部長候補者選挙内規の改正において大学院生を含む学生に投票権を付与することを提案したり、大学学術体制刷新委員会を設置するための委員選出に際し助手に投票権を与えることを諮ったりするなど、学部運営において広く意見をくみ上げることが試みられた。しかし、教授会での否決を前にどちらの試みも挫折した。

このほかに、理学部では以下のような刷新事項が提議された。例えば、5 月 27 日の教授会では、研究、教育、厚生、事務、企画の 5 常置委員会を置くことが刷新会によって提案された。そのおよそ 4 か月後には、5 常置委員会を置くための調査委員を各教室から 2 名ずつ選出し、12 月 18 日には大綱化を決定している。5 常置委員会のうち企画委員会では、助手以上の教員ならびに各クラスより 2 名の代表学生から成る企画協議会を設けることなどが取り決められた。

また、1947 年 2 月 19 日の教授会では、企画委員会より教授会を公開することが提案された。6 月 11 日の教授会にて、傍聴者は学部内の助教授・講師・助手・副手・大学院特別研究生とするという申し合わせのもと、可 13 票および否 1 票で公開することが決定された。なお、刷新会提案の各種委員会も設けられ、刷新の事実も着々と実行に移されることとなったので、同年 3 月 19 日の教授会により満場一致で刷新会は解消することとなった。

### 工学部の刷新運動

工学部では、1946（昭和 21）年 4 月 11 日の臨時教授会で学部刷新について最終的な議決を行う機関として「教官会議」が正式に認定された（教授・助教授・専任講師をもって構成）。それまで工学部では新学制への移行にむけ

た学部刷新のための人事について、正式な機関で審議してきたわけではなかった。そのため、人事に関する事項の議決において「不穏当」ではないかとの疑問が発せられたのである。6 月 21 日には、「人事に関する刷新委員」として 8 名が選ばれ、人事の刷新にとりかかった。工学部では、教員適格審査を前に定年を迎えた教授、自ら退職した教授や死去した教授もいたため、結果として無疵におわったほか、教員適格審査委員会でも問題なく 83 名全員が適格者として決定した。

### 農学部の刷新運動

農学部では、1946（昭和 21）年 2 月 23 日に各館より教授 1 名、助教授・講師の中から 1 名、助手・副手の中から 1 名を選出して、刷新協議会を設置するための設置準備委員会が作られることとなった。3 月 4 日には、同委員会による決議案を「学内協議会」に付議することが決定された。この「学内協議会」は、各教授・助教授・講師・助手・副手・大学院学生全員から成り、設置準備委員会による決議案を審議するためだけに開催された。同会が提出した決議案とは、①総長選挙予選委員の選出、学部長・農場長・演習林長・水産実験所長・評議員の選出について、教授・助教授・講師・副手および大学院特別研究生による公選とすること、②図書閲覧手続きに関する件、③助手を雑務から解放すること、④演習林の革新、などである。

決議案をうけ、農学部の刷新協議会では学部内の刷新につぎつぎと着手していった。まず、学部長候補者選挙内規では、職制上副手の性質を有する特別研究生を第 1 次選挙の有資格者とした。また、大学院特別研究生が図書を閲覧する際に必要とされた指導教員の認可を廃止し図書借覧できるようにした。さらに、助手を雑務から解放するために、会計掛中の物品取扱に熟達している者や、各種機械修理など硝子工作に熟達している者を採用し、各科または数講座ごとに事務専任の担当者を置くことなどが検討され、満場一致で可決された。

刷新協議会は、農学部の学術研究の刷新についても意欲的な姿勢で取り組んだ。学部内における学術研究に対する熱意の昂揚と各研究室および研究者相互間の学的認識を深め研究連携などに資することを目的として、定期公開学術研究発表会の開催を 1946 年 5 月 10 日に議決し、その 5 日後には教授会にその旨を申し出ている。研究発表会の開催が決定されると、計画・運営などを司る常置委員会が設置された。研究発表会は年に 4 回開催するものとされ、教授・助教授・講師・助手・副手のほかに大学院特別研究生の全員がこれに参加するものとされた。教員らが率先して発表しその範を示すとともに、特別な理由のない不参加者が生じないように全員努力するべきことが示された。そのほか、学生を含む部局一般の希望により演題および演者を立てて文化講演会を随時開催することや、新任の教授・助教授の就任講演の慣例をつくること、学内の職員が新たに学位を授与されたときにはその学位論文の要旨を講演することなどが刷新協議会により提案され実施された。

人事の刷新については 1946 年 6 月 1 日に学部長提案の「人事に関する刷新審議会」を設けることとなり、教授 4 名・助教授 3 名が委員となり各教官の審議に当たった。しかし、同審議会は学部長の諮問機関にすぎず権限があるわけではなかった。審議の結果、戦時中の言動により占領軍指令に該当しそうであった教授は 1946 年 1 月 31 日付で自ら退職し、人事刷新の審議の結果研究業績の面で問題のある教授も 1948 年 1 月 19 日に自ら退職した。審議の後、教員適格審査委員会による適格審査にうつり、日下部兼道助教授が不適格認定をうけた。

なお、農学部の刷新運動として大きな成果の 1 つであったはずの学部長候補者選挙内規は再び改正され、選挙の有資格者の範囲が、第 1 次選挙は文部教官および文部事務官、第 2 次選挙は 2 級以上の文部教官、に狭められた。また、定期学術研究発表会についても刷新協議会より存続の必要なしとの報告があり、刷新協議会とともに廃止が了承された。

### 医学部の刷新運動

医学部の刷新は、教官らの自主的な活動から始まった。1946（昭和 21）年 2 月 2 日、医学部外科学教室の助教授・講師・副手 14 名が神中（じんなか）正一医学部長のもとに辞表を提出した。さらに 6 日には、医学部全助教授・講師の態度を決定する助教授・講師会を開催、その結果、ついに医学部の助教授・講師の全員が辞表を提出した（『西日本新聞』1946 年 2 月 7 日、資料編Ⅰ－341、p.948）。ことの重大性に鑑み、同日午後 2 時に教授会が開催され、神中医学部長によって辞職理由が説明された（『西日本新聞』1946 年 2 月 7 日、『医学部教授会議事録』1946 年 2 月 6 日）。

この助教授・講師らの辞表提出について、神中医学部長は『西日本新聞』で「今回の全員辞表提出は全く純粋な気持ちから出たものであり、美しい行動だと思つてゐる。もし他方面からいろいろの非難を受けることがあれば、すべて自己の責任にして潔く辞職する。〔中略〕これを単なる労働争議だと思ふならば断固として反対したい」と、辞職を支持する意見を発表した（『西日本新聞』1946 年 2 月 7 日）。そして、翌 7 日には、医学部の臨時協議会にて「此際全教授一応白紙となり民主主義本学部再建を推進する意味に於て助教授講師団同様辞表を提出すること決定」がなされた（『医学部臨時協議会議事録』1946 年 2 月 7 日）。先に辞表を提出していた外科学教室の助手・副手の辞表は却下されたため、ここに、医学部の講師・助教授・教授のすべてが辞表を提出したことになる（『西日本新聞』1946 年 2 月 7 日）。

全国帝国大学総長会議に出席のため上京していた奥田譲総長は、帰福した 9 日にこの事態を知ることとなった。奥田総長はこの事態に対し、医学部を自主的に再建しようとする教官らの意向に沿いたいとしながらも、研究・学生の指導・患者の治療という諸点から辞表を受理せずに手許で保留する考えを公表した（『西日本新聞』1946 年 2 月 10 日）。

### 医学部刷新運動の影響

医学部教官らの辞表提出は、学内外の刷新運動に大きな波紋を呼んだ。法文学部では、医学部のこうした事態は全学的問題であるとし、これを契機に厳粛な自己反省を行うべきであるとの意見がだされ、緊急助教授会を開催して思想審査委員会に対する活発な批判が行われた（『西日本新聞』1946 年 2 月 8 日）。また、工学部では、学生有志大会を開催し学生の立場から厳正な批判を加え教授陣の反省を促すことに意見の一致を見、2 月 8 日には思想審査委員会に学生の参集を求める決議文を今井弘工学部長に提出している（資料編Ⅰ－342、pp,948-949）。

学外への影響として、大学への昇格がほぼ確定となった九州医学専門学校では、2 月 8 日に助教授講師会にて辞表を提出することを決定、9 日には教授・講師ら 15 名が辞表を提出し、眼科や小児科、細菌科の全助手もそれに合流する事態へと発展した（『西日本新聞』1946 年 2 月 10 日）。さらに、2 月 11 日には福岡県立医学歯学専門学校でも全教授らが辞表を提出し白紙にかえることを決定している（『西日本新聞』1946 年 2 月 13 日）。熊本医科大学で助教授以下の待遇改善などの要求が大学側に提出されたことに及んでは、「熊本医大の学内民主化運動はさらに九大改革運動に呼応して俄然積極化するに至つた」と『西日本新聞』は報じている（『西日本新聞』1946 年 2 月 10 日）。

### 医学部の学部刷新

医学部教授らが辞表を提出した 6 日後の 1946（昭和 21）年 2 月 13 日には、基礎ならびに臨床医学教室の助教授以下から選ばれた代表委員が集まって基礎臨床委員会を作ることが決議された（九州大学医学部編『五十年史』、九州大学医学部五十周年記念会、1953 年、p.353）。同委員会は医学部教室員団の総意を決定する唯一の決議機関であり、武谷止孝（しこう）教授が初代議長に選出された。さらに 3 月 20 日には、医学部における人事ならびに制度の刷新に

関するすべての問題を取り扱う最高決議機関として医学部刷新委員会が設置され、医学部長を委員長、附属医院長を副委員長とし、委員は学部長 1 名・教授団 8 名・教室員団 8 名・学生団 8 名で構成された（前掲『五十年史』、p.108）。学部の最高決議機関の構成員に学生を加えたという大胆な試みは、医学部の戦後学内刷新に対する意気込みの表れともいえる。

医学部刷新のための諸委員会の設置も整い、6 月 5 日には先に辞表を提出していた全教授に対する留任可否決定の一般投票が実施された。学生から教授までの総意を反映するかたちで投票し 60 点以下で退陣となる。公選結果に不服の場合は 1 週間以内にその旨を申し立て、改めて調査のために設置された委員会で再調査ののちに投票形式で進退を決するという道がひらかれていた。結果として、2 人の教授が辞任を通告され、うち 1 人は再審の末に留任と決まったが、もう 1 人は辞職した。

同年 12 月 20 日には、辞表を提出していた助教授・講師らの公選が同様に行われた。学部内での公選終了後、1947 年 3 月 20 日には教育刷新委員会を選出し、他学部と同様に医学部教官らも適格審査に付された。すでに辞表を提出している者や他大学への就職が内定している者を除き、全員が適格の認定をうけた。こうして人事面での刷新を終えたのち、1947 年 6 月以降、諸内規の制定に着手していった。教授・助教授と同数の教室員の参加のもと、刷新委員会において 6 月 2 日には医学部長および附属医院長候補者選定内規、同月 25 日には教授会候補者選定内規、9 月 20 日には助教授・講師候補者選定内規が決定した。

なお、医学部長・附属医院長の選定内規の決定に至っては、附属医院事務員および労務者・看護婦までが参加している。そのほか、1950 年 6 月には教授会に助教授・専任講師などを加えるという教授会刷新も試みられたが実現しなかった。

### (3) 福岡高等学校・久留米工業専門学校の再開

1946（昭和 21）年、授業が再開され、戦時中に短縮されていた高等学校の修業年限も 3 年に戻った。また、戦時中に高等学校における理科クラスを増設しそれに伴い文科クラスを削減したという不均衡を戻すため、文科の定員増と理科から文科への転科を認める措置が取られた。

さらに、翌 1947 年には学校教育法の公布とともに高等学校令が廃止され、高等学校への入学資格が女子や実業学校系出身者にも広げられた。1947 年度の入学試験では、福岡高等女学校、田川高等女学校、北京高等女学校等から 5 名の女子生徒が福岡高等学校への入学を志願し、翌 1948 年度には、理科 4 組に福岡高等学校唯一の女子生徒となった足立玲が入学している。

学校生活では、1946 年 3 月 5 日には報国団を解散して福岡高等学校に校友会が復活しその発会式が開催されるとともに、その翌日 6 日には校内弁論会が催された。また、1947 年には福岡高等学校対佐賀高等学校の対抗戦も復活した。なお、久留米工業専門学校でも 1946 年に校友会が復活し、伝統行事であった体育大会や駅伝大会も復活した。

こうして、学校生活は少しずつ落ち着きを取り戻していった。しかし、以下に示すように、戦後の民主主義的市民社会の到来と自由な風潮のもとでの価値観の大きな転換にとまどう青年も少なくなかった（福岡高等学校学而寮寮史編纂委員会編『福岡高等学校学而寮史』、福岡高等学校学而寮、1949 年、pp.201-202）。

> 遂に自らの手によつてではなく他より与えられた自由と平和、それは既に昔日の精彩を失つている。永い戦争中幅を利かした力、偶像や権威は悉く倒れた。そしてこゝにも又与えられたデモクラシーが新らしい権威を以て君臨している。
>
> これらの多くの混乱、懐疑、混迷は社会全般の状勢である故に、福高も当然その渦中に存在し、社会の混迷を吾が身に感ぜねばならなかつた。

敗戦は自由を与へたが、また理想を奪つたとの一寮生の言は、過去のすべてが否定された現在新らしき理想を求め得ない青年の痛切な叫びである。

〔中略〕

全体主義より個人主義え(ママ)の変移の外に、とり上げるべきものとして懐疑的傾向がある。戦いが終り、戦争犯罪人が次々と糾弾されるに及び『騙された』と叫んだ幾多の犠牲者、インテリゲンチヤである丈に単純な反感や憎悪が少なくまた自己内省もある学生は、かう叫んだ人々の様に一途ではなかつたにせよ、矢張り其処には一つの権威があつけなく崩れ去るのを眼前に見て、叢雲の様な懐疑、それは既成の権威に向けられたにしろさうでない漠然たるものであつたにしろ、抱かざるを得なかつたのである。

## 第 4 節　戦後の耐乏生活

### (1) 食糧問題・住居問題

**食糧問題**

敗戦直後の社会的・経済的混乱のなかで、学生や教職員は深刻な食糧危機と住居の不安定という極度の生活難に直面することとなった。前学期頃は平均 250 円位であった下宿料は、敗戦後には 400 円位に高騰した。なかには、2 食 800 円を請求する下宿もあり、居住問題および食糧事情から、長期休学を申し出た学生は 200 名を超えた（『西日本新聞』1946 年 10 月 2 日）。学生たちは、配給では最小限の米や芋しか入手できないため大学の敷地を耕し、学内の掲示板を介した情報交換により必要な生活必需品を手にいれ、自給自足の生活を余儀なくされた。

文部省ではこうした事情を考慮し、食糧・宿舎等の就学条件に関する諸問題を改善するために転校を要する学生については、希望がある場合は関係学校間にて協議の上で転校を許可するよう、「食糧宿舎等就学条件改善ヲ目的トスル転校ニ関スル件」（1945 年 12 月 1 日付教学 38 号）を通知した。これを受け九州帝国大学では、附属医学専門部に収容予定人員 20 名を超過する 23 名の転学志願者があり、口頭試験と身体検査が実施された（『自昭和十八年六月至昭和二十三年十月　雑件（学内関係）』、九州大学大学文書館所蔵）。

さらに、学校農園などを設置し食糧不足の克服を図るよう、文部省では「学徒ノ食糧増産ニ関スル件」（1945 年 12 月 27 日付発第 95 号）を発した。これに基づき九州帝国大学では、1946（昭和 21）年 1 月 15 日の学部長会議にて食糧増産に関する協議が行われた。その結果、理学部の整備資金の一部で購入した土地約 2 万 8000 坪（約 9 万 2560m$^2$）を、各学部と本部の有志団の農耕地として 6 分割し、その収穫物は各団体のものとすることが決められた。こうして、増産係を各学部に、その指導係（相談係）を農学部に置いて、各学部長と連絡をとりながら食糧増産を図ることとなった。このほか、各学部ではそれぞれに食糧増産のための取組がなされた。理学部では大学の敷地の一部を農耕地に充てるため、週に 1～2 回程度で午後に作業日を設けて希望する教官や学生らがその耕作につとめた。また、法文学部では 1946 年の 3 月 1 日以降、土曜日には授業を行わずに教職員学生の農耕作業にあてた。また、医学部の庭園は菜園化の様相を呈するに至った。

1946 年 6 月 4 日には、この危機的状況に対処するため、大学や専門学校においては夏季休業を繰り上げ実施するといった措置について定めた食糧危機突破対策が閣議決定された。九州大学では、最高学年を除いて夏季休業を 9 月末日まで延期する処置をとることとなった（「第 425 回評議会議事録」1946 年 9 月 10 日）。しかし、そう簡単に食糧不足が緩和するはずもなく、1947 年には学生の過半が休学状態であることが報じられている（『西日本新聞』1947 年 1 月 20 日）。

表 5-32 「学生の生活状況　1948 年 10 月現在」
（3443 名中回答者数 1517 名）

| | |
|---|---|
| 住居の種別 | 自宅（30.5%）　親戚又は知人宅（9.8%）<br>下宿（20.5%）　貸間又借家（22.2%）<br>寄宿舎又寮（16.2%）　その他（0.8%） |
| 通学の方法 | 徒歩（38.8%）　電車（39.8%）<br>汽車（19.0%）　その他（1.4%）<br>記入の無い者（1.0%） |
| 学資取得の状態 | 困難なる者（32.6%）　可能なる者（64.2%）<br>容易なる者（1.6%）　記入の無い者（1.6%） |
| 学資取得の方法 | 家庭より（69.9%）　親戚より（2.4%）<br>育英会より（12.3%）　自給〔内職〕（11.5%）<br>その他記入の無い（2.9%） |

出典：『昭和二十四年五月調製　九州大学の概況』。

1948 年 10 月現在の九州大学による学生の生活調査によると、在学生 3443 名のうち、1517 名しか回答がないことから、残りの回答の無い学生のほとんどは休学状態か時々しか登校しない学生であると考えられる。だとすれば、住居の種別中の「その他」、学資取得の状態が「困難なる者」の比率は表 5-32 の数値よりもさらに高いものになることは容易に想像されよう。

### 住居問題

また、住居の問題も非常に深刻であった。住居が無い学生たちは集会所や教室に寝泊まりし、学生部が調査しただけでも約 200 名が学内で生活をしていた。この住居問題への対処策として、源泉寮・啓明寮のほか、学生部厚生課の働きかけにより、第一学生寮・第二学生寮・第三学生寮・津屋崎学生寮が 1947（昭和 22）年以降新たに開設された。しかし、住居問題は依然深刻で、衣食住ともに苦境にたたされた学生たちはその糧をアルバイトに求めた。戦前、学資を稼ぐために夏休みなどの休暇を利用して臨時的職業として内職をする学生もいた。しかし、戦後の学生たちは、学資どころか生きていくた

表 5-33 「アルバイトの内容明細　1948 年 9 月現在」
（3036 名中回答者数 405 名）

| 種類 | 医 | 工 | 農 | 法文 | 理 | 医専 | 計 | 手当 1 日平均給(円) | 延日数（日） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| キャンデー製造販売 | 3 | 3 | 2 | 10 | 1 | 4 | 23 | 142 | 571 |
| 重労働 | 4 | 13 | 7 | 12 | － | 25 | 61 | 127 | 1337 |
| 新制中学校教員夏季講習会講師 | 1 | 3 | 3 | 10 | 1 | 2 | 20 | 54 | 641 |
| 事務員 | 5 | 12 | 2 | 27 | 1 | 9 | 56 | 98 | 1928 |
| 軽労働（雑役） | 1 | 4 | 6 | 14 | 1 | 11 | 37 | 109 | 912 |
| メッセンジャー | 2 | 3 | 1 | 4 | － | 2 | 12 | 97 | 302 |
| 家庭教師 | 1 | 3 | 3 | 9 | 4 | 1 | 21 | 55 | 690 |
| セールスマン | － | 1 | 2 | 13 | － | 17 | 33 | 111 | 757 |
| 工場病院等実習 | 3 | 8 | 3 | － | － | 12 | 26 | 87 | 866 |
| 夜警，宿直 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 13 | 87 | 502 |
| 防疫作業 | 3 | － | 1 | － | － | 3 | 7 | 103 | 182 |
| 測量作業 | － | 8 | － | 1 | 1 | 2 | 12 | 102 | 348 |
| 筆耕 | 2 | 1 | － | 4 | 1 | 1 | 9 | 100 | 240 |
| 外交員 | － | － | 1 | 10 | － | － | 11 | 73 | 410 |
| 材木運搬 | － | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 8 | 141 | 141 |
| 裁売り | 1 | － | － | － | － | 2 | 3 | 129 | 64 |
| 修理工，職工 | 2 | 9 | 2 | 1 | － | 3 | 17 | 130 | 342 |
| 船舶改装作業（さび落とし） | － | 3 | 1 | 2 | － | － | 6 | 177 | 69 |
| 労務監督 | － | － | － | 4 | － | － | 4 | 116 | 160 |
| 翻訳 | － | 1 | － | 4 | － | － | 5 | 122 | 242 |
| 洋裁 | － | － | － | 1 | － | － | 1 | 50 | 30 |
| 電話交換手 | － | － | － | 1 | － | 1 | 2 | 89 | 90 |
| 監視・守衛 | － | － | － | 2 | － | 1 | 3 | 93 | 75 |
| ダンス教師 | － | － | － | － | － | 3 | 3 | 108 | 120 |
| 電話技術補助員 | － | 4 | － | － | － | － | 4 | 65 | 135 |
| ラジオ修理・販売 | － | 3 | － | － | － | － | 3 | 111 | 98 |
| 自動車運転手 | － | 3 | － | － | － | － | 3 | 145 | 106 |
| □台装置 | － | － | － | － | － | － | 2 | 123 | 22 |
| 計 | 30 | 86 | 37 | 133 | 14 | 103 | 405 | | 11380 |

註：□は史料の劣化により判読できない文字。
出典：『昭和二十一年度昭和二十二年度 教務関係書類 九州大学理学部』。

めの生活費をアルバイトによってつくりださなくてはならなかった。

1948 年 4 月 25 日の『九州大学新聞』に掲載された「学生生活の実態調査」（アンケート頒布数 600、回収数 279、回収率 46.5%）によると、アルバイト希望者中 64%が生活費の全額あるいは少なくとも 2 分の 1 をアルバイトの収入によって賄おうとしている。ただし、アルバイトを希望する 77.5%の学生のうち、実際にアルバイトを有している学生は 32.2%に過ぎず、こうした状況から斡旋機関の設置が要望されると「学生生活の実態調査」は伝えている（資料編Ⅰ－349、pp.1010-1011）。このように、戦後の窮乏生活により学生たちがアルバイトに明け暮れる状況に対しては、アルバイトは戦後の学生の郊外生活に新しい分野をひらいたとも評された（吉田昇『戦後に於ける学生生徒の生活調査』、講談社、1951 年、p.70）。

学生たちは戦後の窮地を乗り越えようと、互いに協力しあった。例えば理学部物理学科では、学園内の一室を借受け一般家庭から電気器具の修理を引き受け、既得の技術を生かした自存自営の道を拓いた（『西日本新聞』1946 年 4 月 28 日）。また、法文学部では、製材屋を開業して学生をアルバイトとして雇うとともに利益金をすべて法文学部学生の福利厚生資金に充てることなどが行われた（『西日本新聞』1947 年 3 月 5 日）。この他、学生たちは生活の糧を得るため、重労働・事務員・セールスマン・キャンディーの製造販売・くじ売りなど、様々なアルバイトに従事した（『九州大学新聞』第 276 号、1948 年 10 月 15 日）。

もちろん、住居がなく学内での生活を余儀なくされたのは学生たちだけではなかった。この当時、研究室居住の教官たちも多く存在した。大学では、夜 11 時から翌朝 6 時までは電源を切ってしまうため、学内居住している教官らは消灯後は石油ランプを使って研究を続けた。そして、日曜日には電源が切られて夕方まで電気がつかないため、大学構内で枯枝を拾い集めた薪で火をおこし煮炊きしたという（森克己「研究室住まい」、九州大学文学部同窓会『会報』第 8 号、1965 年、p.30）。総長室にさえ暖房設備は何もなく、奥

田譲総長は自宅から火鉢をもちこみ、演習林から木炭をもらってようやく寒さを凌ぐ有様であり、会議も外套を着て寒さに耐えながら行うといった始末であった（『九州大学五十年史』通史、p.542）。

1946 年 10 月 1 日現在の学内居住者は約 200 名で、1949 年 2 月の『西日本新聞』では 241 世帯 445 名の学生・教職員の学内居住者がいることを報じている（『西日本新聞』1949 年 2 月 6 日）。こうした状況に対し奥田総長は、1948 年 6 月 26 日に施設設備が私的に使用されていることに対し注意を喚起する訓示（達第 10 号）を発している。

> 本学関係の施設備品の使用に関しては各員平素充分の考慮を払つている事と思うが、近時その使用に於て公私混肴の点も見受けられるから、現下の情況に鑑み本学教職員及学生生活に対し訓示の必要を認め、共に相省み相戒めて清新なる学園の建設に邁進したい。国家多大の費用により設立されたる本学の施設備品は一机一脚たりとも取扱いを慎重にすることは勿論にして、苟（いやしく）もこれ等を毀損亡失するが如き事がない様深く注意を要する。特に火災予防に関しては細心以て之に当らねばならない。近頃学内に於てかゝる実例があり、国有財産の保護尊重並に取扱いに付職員及学生々徒個々に於て此際一層の戒心を切望する。

しかし、学内住居者はなかなか減ることはなく、医学部では、旧法医・衛生・細菌学建物内に約 40 世帯、その他の各教室には 16 世帯が入居していたため、医学部町内会新生寮と東町内会の 2 つの九大町が設けられたほどであった（『西日本新聞』1949 年 2 月 6 日）。

こうして、全国で校舎に罹災者を収容するなど、教育目的以外に使用する例が多かったため、1948 年 11 月に GHQ は教育施設の不当使用の禁止についての覚書を発表した。これをうけて、政府は翌年の 1949（昭和 24）年 2 月 1 日に「学校施設の確保に関する政令」（政令第 34 号。1952 年 4 月に法律に改められる）を公布し、学内居住者に対し転出が勧告された。同年 10 月には医学部運動場北側に位置する医学部所有空き地を国家公務員住宅建設

用地として提供することが教授会にて決定され、学内居住者は学外へ転出していった。

学生たちの生活も、1952 年頃になると少しずつ余裕がでてきたようで、アルバイトの求人に対し応募者が足りず、学生らが職種を選り好みしていることが報じられている（『九州大学新聞』1952 年 9 月 10 日）。さらに 9 月から、それまで学生食堂では米 7 麦 3 の比率であったのを 7 月より試験的に全部米に切り替える試みがなされた（『九州大学新聞』1952 年 7 月 20 日）。こうして、1952 年頃には、ようやく大学も常態をとりもどしていったのである。

## （2）教職員組合の結成

### 九州大学教職員組合連合会の結成

戦後、五大改革指令の 1 つに労働組合の結成が掲げられていたことが示すように、民主化を促進するという観点から、GHQ では早い段階から労働改革に関心を寄せていた。1945（昭和 20）年には労働組合法が公布され、翌年 3 月 1 日から施行となった。文部省も当初は教職員組合に好意的な態度で接し、1946 年 4 月に地方長官に発した通牒「教員組合ニ関スル件」（発学 187 号）では、「健全ナル教員組合ニ対シテハ不当ナル圧迫ヲ為サザル様特ニ注意セラレ度」と注意するほどであった。さらに、1947 年 3 月には全日本教員組合協議会および教員組合全国連盟と文部大臣との間でそれぞれ労働協約書が締結され、文部省は「教員組合との団体協約について」および「教員組合との団体協約についての解釈について」（発学 127 号）によって労働協約を結んだことを通知し団体交渉を認めた。

こうした流れのなか、九州帝国大学では、1947 年 3 月に医学部附属医院に勤務する技術者および労務者らが、待遇の向上と職場の民主化を求めて医学部附属病院労務組合を結成した。さらに 6 月には、医療関係者・事務員・看護婦・労務者・技術者からなる医学部職員組合（参加人数約 800 名）が結

成された。この間、5 月には法文学部の組合が発足し、農学部・理学部・工学部・本部の組合が同年末までに結成されていった。

1948 年 1 月には、全官公庁労働組合と同様に最低賃金制の確立と生活補給金支給を要求するため、各部局の組合の連合体である九州大学教職員組合連合会が発足した（初代執行委員長は二神哲五郎、副委員長は正田誠一）。同年 1 月 31 日には、「九州大学教職員組合連合会規約」（『自昭和二十一年四月至昭和二十五年十月　教職員組合に関する綴』、九州大学大学文書館所蔵）が作成され、4 月 10 日の第 1 回定期大会にて承認された。同大会は、月 2 回の公休、年間 10 日の有給休暇しかないなか（『九州大学五十年史』通史、p.548）、「授業及び事務に重大なる支障を及ぼさざる限りの職員」に対して特別に休暇が与えられるかたちで開催された。

規約では連合会の活動を「一、労働条件の改善向上　二、大学自治の確立、制度の民主的改善運営　三、その他共同の目的達成に必要なる加盟組合間の連絡調整、および共同斗争を目的とし、これの達成に必要なる共同の活動を行う」（前掲『自昭和二十一年四月至昭和二十五年十月　教職員組合に関する綴』）とし、以下のような綱領と宣言が合わせて掲げられた。

綱　領

一、我々は健全にして文化的生活を営む権利があることを主張する。

一、我々は人事と経営の旧体制を打破し新秩序を打建てんとする。

一、我々は基本的なる人権を団結の権利に基いて実現し又団結の義務を自らに課することによつて之を護る。

一、我々は大学の使命の重大なるに鑑み研究及び教育の自由を守る。

一、我々は前各項の実現を期するため勤労者の全国的大団結の一員として民主戦線に参加する。

又次のことを実行する。

その一　生活条件の確保と向上

その二　労働条件の改善

その三　人事運営の民主化

その四　経営組織の民主的改革

昭和二十三年一月三十一日　　九州大学教職員組合連合会

宣　言

一、我々は勤労者として生きる権利を持つ。

一、我々は研究、教育の独立と民主化のために斗う。

一、我々は文化国家を建設する光栄ある権利と義務を持つ。

一、我々は固き団結の力によつて祖国日本の民主革命のため斗う。

右宣言する

昭和二十三年一月三十一日　　九州大学教職員組合連合会

（九州地区大学教職員組合連合会『一九五八年度版　組合ノート』1958 年、p73、九州大学大学文書館所蔵）

**給与水準闘争**

連合会の設置後、同会ではさっそく、「給与協議会」の設置にとりかかった。そして、1948（昭和 23）年 4 月 13 日には、給与協議会規則案が評議会の審議に諮られることとなった。評議会では、協議会の性格や協議事項の範囲、公開とするか非公開とするかという会議の形式などの点において疑義があるという理由から、事務局で代案を作成して次回にこれを付議することとなった（『評議会議事録』1948 年 4 月 13 日）。6 月 8 日の評議会では、修正案が審議されたが結論が出ないままにこの問題は頓挫し、連合会は給与水準闘争に没頭することとなる。

賃金ベースとして全官公庁労働組合は 5200 円を要求するとともに、物価改訂反対・大衆課税撤廃・最高賃金制反対などを政府に求めた。しかし、外資導入の受け入れ態勢整備のため、資本の採算条件の確立を目指す芦田均内閣は、賃金ベースとして 3791 円を閣議決定したのである。そこで、九州大学教職員組合連合会は新たに中央闘争委員会を設け、各部局の組合にも単組

闘争委員を配置し闘争のための態勢を整えた。連合会では、闘争の目標として、①文部省職員と地方教職員との格差是正、②2920 円ベースにおける職階級反対、③5200 円ベース要求を掲げ、7 月 13 日に臨時大会を開催した。7 月 15 日には、中央闘争委員会は大学高専部全国代表者会議での決定にしたがって、28 日に 24 時間ストを実行することを決定した（九州大学教職員組合『九州大学教職員組合 50 年史』、1998 年、p.2）。これと同様に、本部組合でもストへの参加を決定、連合会未加入の弾性工学研究所・応用力学研究所・木材研究所の研究所組合も共闘を申し入れるに至り、スト決行にむけた態勢が整備されていった。

なかなか衰えをみせない労働運動に対し、マッカーサーは 7 月 22 日に芦田首相に書簡を送り、公務員のストライキを禁止するように指示した。しかし、公務員のスト禁止が法制化されるまでは拘束力をもたないとの見解のもとに、九州大学の中央闘争委員会は 23 日に再び臨時大会を開催し、2000 名余の総意のもとに 28 日の 24 時間スト実施を改めて確認、文部当局に対するスト宣言を採択した。スト当日の 28 日、GHQ 福岡軍政部から中央闘争委員会に対して争議の不当が言い渡されたが、附属医院の医療関係者と農学部の動物飼育関係者、その他に電気やガス、水道や電話などの保安業務者の一部を除いてストが決行された。

こうして、大学高専部の闘争は 1948 年 6 月から 7 月にかけて高まりをみせたが、7 月 31 日公布の政令 201 号により公務員のストライキの禁止が正式に明文化された。そのため、中央労働委員会によって進められていた調停は中断され、職階給制の 3791 円ベースが 6 月にさかのぼって施行されることとなった。

# 第 5 節　戦後初期の学生運動

## （1）全学自治委員会の結成

### 全学自治委員会の結成

敗戦直後の混迷状態のなか、学生たちは大学の復興と民主化をはかるために徐々に団結の動きをみせはじめた。1945（昭和 20）年 11 月、九州帝国大学では全学部から有志学生を募り大学文化の復興と確立を目指して興学会文化部が結成された（『西日本新聞』1945 年 11 月 30 日）。さらに、同月 30 日には、医学部は学生大会を開催し、大学の封建制の打破と強力な学生自治体制の確立を目指して学生課の廃止、学生委員会の設置、授業時間の改正を求めることを発表した（『西日本新聞』1945 年 12 月 1 日）。

興学会文化部は、翌 12 月には学生大会を開催し、学生自治体制の確立、学生生活の確保、社会啓蒙活動の方策など、学生の意志を大きく織り込むべく全学的自治機関として学生委員会を設置することなどの申し合わせがなされた（『西日本新聞』1945 年 12 月 2 日）。さらに、同 12 月には、法文学部を中心に理学部および農学部の有志により社会科学研究会が設立された。同研究会では、『社会科学研究』の発行や各高専有志との連携を図るとともに、軍国主義を鼓吹した反動教授を追放すべくその活動に立ち上がった。これに続いて、唯物論研究会・法律研究会・政治研究会が設立された他、引揚学生らは自らの生活をまもるための学生同盟を組織した。1946 年 2 月 26 日の評議会では、各学部長選挙規程改正に対し、学生の参加の是非が協議されたほど学園民主化への意識は高揚していた。

しかし、引揚学生のみの要求による学生同盟は全学生を網羅するにはかなり困難であり、組織的な運動の展開がみられないまま沈滞するに至った。こうした中でも、現実の学生生活に加わる経済的窮迫は日々深刻なものとなり、学生達は一刻もはやい自治組織の結成を期待した。学内には、「東大自治委員

昭和23年3月20日　土曜日

九州大學新聞

學生運動

# 回顧と展望

## 望まれる學生戰線の統一

### 全學自治委員會漸く發足

自治運動

文化運動

一應確立した各部の基礎

學生大衆の意識低調

図 5-30　全学自治委員会の結成を伝える『九州大学新聞』第 270 号（1948 年 3 月 20 日）

会の結成！京大学友会の成立！九大生よたて！自治委員会を結成しよう！」という叫び声とともに自治委員会を結成しようという気運がみなぎっていた。法文学部では協議会を開催し、準備会を経て 1947 年 5 月に学生自治会を結成した。さらに、翌 1948 年 1 月には工学部、2 月に医学部、6 月に理学部にそれぞれ学生自治会が発足した。こうした中、国鉄運賃の再度値上げおよびこれに乗じた西鉄運賃の値上げが発表された。これに衝撃をうけた学生達の中から、全学部自治会の結成を望む声が強くなり、同年、九州大学に全学自治委員会が発足した（資料編Ⅰ－350、pp.1012-1015）。

### 授業料値上げ反対運動

1948（昭和 23）年に入ると、授業料値上げ反対運動と大学関係法案に対する反対運動が全国的規模で起こり、九州大学の学生運動もその一環に組みこまれていった。九州大学では各学部 1 名よりなる授業料対策委員会をつく

り滞納運動をすすめることとした。しかし、1948 年 5 月 20 日には「学生生徒の検定料、入学料、授業料等に関する件」（発令 77 号）により、それまで 600 円であった授業料が 1948 年度の入学者から 1800 円に一気に値上げされることとなった。これに伴い、九州大学でも学則の改正が行われ、6 月 26 日には授業料値上げの趣旨を徹底させるため不払いに対しては学則に照らし処分をもって臨むことが明らかにされた。

授業料値上げの決定に伴い、同年 6 月 22 日に開催された全九州学生自治連盟総会では、授業料値上げ反対の意を示すため参加校 20 校のうち 18 校の大学および高専が 6 月 25 日・26 日に同盟休校を実施する意向を表明した（『西日本新聞』1948 年 6 月 23 日）。しかし九州大学では、盟休入りを実行したのはわずかに理学部数学科と法文学部だけであり、ほとんどの学生が同盟休校に反対した。

もちろん、同盟休校に反対した学部でも、1948 年 10 月現在の授業料納入率は医学部が前期 19.2%・後期 3.6%、工学部が前期 2.8%・後期 0.1%、農学部が前期 6.6%・後期 0.8%であり（『九州大学新聞』第 275 号、1948 年 9 月 15 日）、学生達をとりまく経済状況は学部を問わず依然として苦しいものがあった。それにもかかわらず、ほとんどの学部で盟休入りが否決された背景には、経済的要求で団結することは、自らを低めるようなものであると感じる学生が多かったからのようである（『九州大学五十年史』通史、p.553）。これが九州大学最初の学生ストとなったが、評議会では学生部長により学生のスト行為の報告がなされただけで処分に至らず、理学部教授会でも数学科の問題であるとして取り合わなかった。

この授業料値上げ反対運動は、国立大学地方移譲反対の教育復興闘争と重なって急激に高まり、全国 114 校、約 20 万人の学生が参加した。1948 年 9 月には、これが発展して全日本学生自治会総連合（全学連）が結成された。日増しに高まる学生運動の盛り上がりに対し、文部省は 10 月 8 日に次官通牒「学生の政治運動について」を各国公私立大学・高専・師範学校長および

地方長官に発した。同通牒により、学生が政治に関心をもち参政権を責任をもって行使しうるようになるために、政治の研究・批判の自由は学校内においても尊重されるべきであるが、学園の政治的中立性を乱すような学校内の政治的活動は許されないことを通知したのである。この通牒を出すほどに学生運動は高まりを見せていたのであるが、九州大学における戦後の学生運動は比較的おだやかなものであった。

1948 年 10 月 1 日、全学連は東京大学の教室を大会の会場として使用することを拒否されたことに対して、批判の意を込め全国一斉抗議同盟休校を実施することを決議した。これに対し九州大学でも盟休是か非かの討議がなされたが、学生大会の出席状況は寥々たるものであった。出席状況は全学生数の 10%にも満たない有様で、農学部および工学部では学生大会そのものが流会し、盟休入りをしたのは法文学部と理学部だけであった。『九州大学新聞』ではストに対する各学部教員らの意見を掲載しているが、そのいずれもストには批判的である一方、学生運動が政治的色彩を帯びてくるのは当然であり彼らをこのような運動へとかりたてた社会情勢を批判する意見もみうけられた（『九州大学新聞』第 276 号、1948 年 10 月 15 日）。

### (2)『九州大学新聞』の復刊

戦前、多くの大学では、用紙統制と言論弾圧、そして部員の学徒出陣などにより、学生新聞は次々と休刊に追い込まれた。九州帝国大学でも、新聞部部員である法文学部学生が学徒出陣したことにより、大学新聞は休刊を余儀なくされていた。新聞用紙の配給・割当制は戦後も継続され、1946（昭和 21）年時点で用紙の配給割当を受けることができた大学新聞は、東京帝国大学と京都帝国大学だけであった（京大新聞史編集委員会編『権力にアカンベエ！京都大学新聞の六五年』、草思社、1990 年、p.81）。

九州大学では、22 名（法文学部）の新聞部員が、復刊のための資金として

# 總長祝辭

九州大學總長　奥田　讓

昭和十八年秋廢刊されたわが九大新聞がこの度復刊されるとのことなつた。從來は法文學部法文會の編集發行である學内の機關紙であつたものが、今回は全學的な機關紙によつてはなしくは自由なる學園の輿論を反映すること迄つたる直に復刊されることになつたこと迄を衷心よりのぞまたいと思ふ。勿論、本紙が九大新聞に加へられたことがあつた。今後はもちろん法文學部の機關紙としてはならない。そのためには何物にもとらはれざる自由の立場と批判的精神とを堅持しなければならない。

先づ大學新聞はあくまで學生生徒をその対象とすべきである。特に社会に於ける學生の在り方に関し峻厳な反省と批判とを加へ、學生生活の醇化と向上とを図るものでなくてはならない。そのためには何物にもとらはれざる自由の立場と批判的精神とを堅持して、あくまで高度の指導理念を追求すべきである。一言にしていへば、學生生活の啓蒙と進歩に寄与すべきである。

図 5-31　『九州大学新聞』復刊に対する総長祝辞（『九州大学新聞』1948 年 3 月 20 日）

10 万円を目標に九州大学の卒業者や有力者に働きかけ、1948 年 3 月中旬より発行することとなった。九州大学で新聞が復刊することは、『西日本新聞』の他、『東京大学新聞』でも報じられた。新聞の題号を『九州帝国大学新聞』から『九州大学新聞』に改め、対象は九州の高専生以上および文化人とした（『西日本新聞』1948 年 1 月 23 日）。こうして、『九州大学新聞』は、1948 年 3 月 20 日、第 270 号から復刊の運びとなったのである。

戦前の『九州大学新聞』および『九州帝国大学新聞』は、法文学部法文会の編集のもとに発行されていたため、学内では大学新聞の発行を法文会の一事業としてしか認識していなかった。そのため、大学新聞を「全学生の新聞」とすることが常に目標に据えられてきた（『九州大学大学史料叢書』第 19 輯、2013 年 3 月、p.V）。この反省から、戦後は、諸学部より部員を募った「九州大学新聞会」により編集・発行されることとなった。

復刊に際し、奥田譲総長は、

> 大学新聞はあくまで学生生徒をその対象とすべきである。特に社会に於ける学生の在り方に関し峻厳な反省と批判とを加へ、学生生活の醇化と向上とを図るものでなくてはならない。そのためには何物にもとらはれざる自由の立場と批判的精神とを堅持して、あくまで高度の指導理念を追求すべきである。一言にしていへば、学生生活の啓蒙と進歩に寄与す

ることこそ大学新聞の使命であると思う。

と祝辞を寄せている（『九州大学新聞』第 270 号、1948 年 3 月 20 日）。

休刊以前、「九大新聞は一般ジャーナリズムと極度に接近してゐる他の大学新聞よりも、非ジャーナリスチツクであること即ち著しく九大的であること」（『九州帝国大学新聞』第 100 号、1933 年 12 月 20 日）をモットーとし、学生による投稿欄（「海鳴」「投書欄」「学生日記」など）を設けるなど学生の声や論考をとりあげる工夫がなされてきた。復刊直後、学生の声を紹介する「投稿欄」は 1948 年 11 月頃に再び登場するが、復刊以前ほどの活気はない。1949 年 2 月 4 日から 6 日にかけて開催された全学自治委員会において、組織の強化をはかるために学生新聞の機関紙化につとめることが報告され（『九州大学新聞』第 281 号、1949 年 2 月 15 日）、学生運動をめぐる全国的な動向や九州大学の全学自治委員会の行動などについて多くの紙面が割かれた。

### （3）大学法問題

#### 大学法試案要綱

1947（昭和 22）年、連合国軍総司令部民間情報教育局（CIE）の指示により、教育の地方分権化の一環として国立大学の地方移譲案や大学理事会案が検討されていた。地方移譲案とは大学行政の大部分を地方自治体の管轄下に移譲する案であり、理事会制度とは実業界など民間の代表を構成員に加えた理事会を国立大学に設置し、これを教授会の上位において大学行政を管理させようというアメリカの大学管理方式の移入である。これに対し、九州大学を含め、大学の各層から激しい反対運動が展開された。

1948 年には、教育復興闘争というスローガンのもと理事会法案への反対を掲げた学生運動が繰り広げられた。文部省は 1948 年 10 月 8 日、文部次官通牒「学生の政治運動について」を通じて、大学の理事会法案は「架空の法案」であり「内容については未だ研究の範囲を出ないものであつて、具体的原案

作成までには至つていない」ことを表明した。ところが、その 6 日後の 10 月 14 日、文部省によって「大学法試案要綱」が国立大学総長・学長会議に提出されたのである。この「大学法試案要綱」は全 12 条からなり、大学法の対象は国立大学に限るとされた。同要綱では、大学の管理機構は中央に置かれる中央審議会、各大学内に置かれる管理委員会と教授会とで構成するとされた。とくに論議が集中したのが、中央審議会と管理委員会の権限について言及した第 6 条と 7 条であった。

中央審議会とは、国公私立大学長の選挙による者 6 名、衆参両院の文教委員会が任命する者各 1 名、文部大臣の任命する者 7 名、計 15 名の委員で構成され、全国の大学教育に関する一般方針や法律の改正、大学の設置・廃止等の事項に関し、文部省その他への勧告あるいは助言をする権限を有するとされた。

つぎに、管理委員会とは、国家代表 3 名、府県代表 3 名、同窓会代表 3 名、そして教授代表 3 名と学長で構成され、学長の選挙と権限委任および随時的な解任、学部長および専任職員の選任および雇用期間の決定、新学部の創設から予算案の作成・採択・資金確保、入学学生数の決定と卒業者に対する学位認可等、人事・財政など大学管理の中心的事項のすべてにおける権限を有するとされた。

前者については、旧制から新制への転換期をねらって国公私立の各大学を文部省の行政下におくことを意図したものとして、また後者については、アメリカの大学管理方式を模倣した理事会の名称をかえたものにすぎず、大学自治を有名無実化するものであるとして批判された。

### 九州大学の対応

九州大学では 1948（昭和 23）年 10 月 20 日の評議会において、大学法試案について説明した後に同法案について各学部においてよく研究することとなった。そして、その 5 日後の 10 月 25 日、法案に反対するために試験拒否

した理学部・法文学部の学生ら 600 名が本部前で集会を開き職員組合と学生らのスクラムを組んだ行進と「学連の歌」の合唱が高らかに鳴響くなか、大学法試案要綱に対する九州大学の態度をきめるための評議会が開催された。

評議会では、同法案に対する各学部共通の論点は「審議期間が過少であり、原案提出の過程が非民主的であること、研究の面が阻害されること、及び管理委員会の構成と権限が大学の自治を破壊する恐れがあること等」にあり、反対意見が多数であることが明らかとされた。そして、評議会として結論を出すに先立ち、職員組合と学生代表の意見を「一応聴取する」こととなり、職員組合、学生ら代表それぞれ 5 名の論述を許すこととした。学生らの退席後、評議会は「大学法の如き重大なる法案をかゝる短時日間に審議を了ることは事実不可能であり、この点今回の処置は甚だ遺憾である」とし、以下の理由をもって全面反対の態度を決定した（「第 449 回評議会議事録」1948 年 10 月 25 日）。

1. 大学の目的が職業的教育に偏し、学問の真の研究を軽視する傾きがある。
2. 中央審議会及び管理委員会の内容構成は、一見民主的なる形式をとれるも、幾多の点に於て、大学の自主的教育及研究を阻害するところが多い。
3. 財政の点に於て、国家負担の比重を軽からしめ、一部分地方財政に依存するが如き傾向にあるが、現下の地方財政の事情に即して見るとき、これは非常に困難なことであり、かくては大学に於ける真の研究、教育を不可能ならしむる危惧なしとしない。

その 3 日後の 10 月 28 日、国立大学総長・学長会議にて「大学法試案要綱」に対する諸大学の意見が開陳され、他の大学は修正意見であるのに対し九州大学だけが全面反対であることを知ることとなる。この会議では、管理委員会を勧告助言機関にとどめようとする東京大学案を修正し、各大学の意見を再度集約した上で文部省試案に対する対案を作成することとなった。九州大

学では当初、評議会・職員組合・学生の三者は全面反対で一致していたが、全面反対が九大だけであることに孤立感を抱き、修正案に順応することとしたのである。九州大学ではさっそく、翌月 11 月 2 日より各学部教授会の意見を徴して東京大学により提示された修正案について検討することとなった。

東京大学による「大学法東大案」では、教員人事および学科目編成等の権限は教授会に属し、学部等の設置・廃止や学内規則の制定、予算案の審議等は評議会が権限を有するとした。また、大学法試案で最高の権限を有するとされた審議会は、大学の組織行政、予算案、学部・学科・大学院等の設置廃止等について「当該大学の報告を受け審議勧告する」のみとし、大幅に権限機能を限定した。くわえて、「大学法試案」が掲げる民意反映の原則についても、その実現には比較的軽い配慮しか払われていなかった。このように、東京大学が示した案は大学法試案が示す権限関係とはまったく逆転するものであった。

### 大学法反対運動

11 月 17 日に開催された第 3 回全学学生大会では、「大学法東大案」反対と全学評議会再開要求が決議され、修正案に順応しようとしている態度決定の見直しを大学に要求した。しかし、30 日に開催した評議会では、この「大学法東大案」に対して大幅な修正意見はなく賛同することとなった。これに対し、大学の自治は教授のみによる自治ではなく、学内各階層の全意志を代表するものであるべきだとする職員組合と学生は大学側を批判し、三者協議会を開くことを主張した。

全学連でも大学法反対運動が繰り広げられ、学生の大学法反対のストライキはしだいに規模をひろげていった。1948（昭和 23）年 12 月に下条康麿文相が国会で大学法案の上程準備を言明すると、第五高等学校生徒は無期限ストに入り、九州学連傘下の 18 校はストライキに突入した。さらに、各地の

大学教職員組合や日教組でも続いて反対を決議し、声明発表が行われた。こうして、文部省の大学法案は広範な反対のため成立の見通しが立たない状態となり、1949（昭和 24）年 1 月 12 日に「教育公務員特例法」（法律第 1 号）が制定されることとなった。同法は、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務および研修について規定したもので、大学管理機関の人事権を成文化し戦後の大学自治を支える柱となった。

同年 5 月に「国立学校設置法」および「教職員免許法」が国会を通過すると、全学連の中央闘争委員会は、両法案を大学管理法の分割立法であるとみなし闘争宣言を発し、同月 9 日から 20 日にかけて全国のべ約 100 校が波状ストに入る事態となった。九州大学でも、職員組合が両法案を大学法試案要綱の一環としてとらえ、評議会に反対の意見を公にするように要求した。

さらに評議会では、「教育及び研究に関する、かかる重要立法につき、広く関係者の意見を徴することなく決定したことは、その立法手続において慎重を欠くものであつて甚だ遺憾である」とし、国立学校設置法については「文部省令に委任する範囲広きに過ぎ、濫用のおそれなきを保し難いから、かような場合における法の運用に当つては、何らか民主的なる機関に附議することが必要」であり、教育職員免許法については「規定の内容中、不当なりと認められるものがあるから、できるだけ近い将来において、これを改善すべきものと考える」とし、両法案に対する意見を 7 月 12 日文書にて総長会議および文部省に申し入れた（「第 462 回評議会記録」）。

1950 年 3 月には、大学法対策全国協議会が結成されるに至り、それを契機に全国各地の大学においてさらなる大学法反対運動が展開された。文部省はついに同法案の国会上程を中止することを発表し、8 月 5 日に文部省は白紙還元を決定した。同年 9 月につくられた大学管理法起草協議会の答申をもとに、1951 年 3 月の第 10 回国会に大学管理法案が提出され第 12 回国会まで継続審議されたが、審議未了で廃案となった。

## （4）イールズ来学

### イールズ講演

1949（昭和 24）年 7 月、CIE のイールズ（Walter. C. Eells）は、新潟大学の開学式で共産主義教授を大学から追放すべしとの講演を行った。イールズはこの講演を皮切りに、翌 1950 年 5 月 16 日の北海道大学の講演までおよそ 30 校におよぶ大学に赴き、共産主義教授の追放を講演してまわった。共産主義者の教授の行動や言論はすべて党本部の指令によるものであるため彼らを「自由」であるべき学園内にとどめるべきではないということが、講演内容の趣旨である。CIE 教育課顧問であるイールズのこの講演は、高等教育界に大きな波紋を巻き起こすこととなった。

CIE 教育課顧問の肩書のもとで行われたイールズの講演は、日本の大学人にとって大学における学問研究の自由への脅威を意味していた。新潟大学での講演の直後、全国大学教授連合はこれを重要な議題としてとりあげ、1949 年 10 月 22 日に「学問の自由と大学教授の地位」と題する決議書を発表した。8 月 23 日には高瀬荘太郎文部大臣と主要大学学長により教員の追放について協議が行われた（『朝日新聞』1949 年 8 月 24 日、10 月 9 日）。しかし、共産主義教授を大学から追放するための法的整備は着々とすすめられ、同年 9 月 17 日には国家公務員の政治活動を制限する人事院規則を制定、9 月 22 日には学生運動の指導者の退学処分規定を付加した学校教育法施行規則の改正がおこなわれた。

### イールズ来学

九州大学では、旧学友会総務派と全学学生自治委員会派とに 2 分されていた学内学生の自治組織が、1949（昭和 24）年に学友会規約の制定を契機に統一された。さらに同年 6 月には、学友会規約案が学友会総会で承認され即日施行となり、翌 1950 年 1 月 28 日には、新学友会規約に基づき代議員会が

ひらかれ役員が選ばれた。講演を行うためにイールズが九州大学に来学することとなった 1950 年（4 月 10 日～11 日）は、まさに学生自治会活動がようやく軌道にのりはじめた時期であったといえる。

イールズの九州大学への来学は、当初、1950 年 1 月 16 日・17 日を予定していたが、病気のためイールズの来学が急遽延期されることとなった。すでに九州圏内の大学関係者に招待状を出していたため、九州大学では文部省より連絡を受けた翌日の 1 月 11 日に至急電報にてその旨を伝達した。延期の末、同年 4 月 10 日・11 日で開催することとなり、当初予定されていたイールズとタイパー（Donald. M. Typer）のほか、ニューフェルド（William Neufeld）も来学することとなった。イールズは大学教育について、タイパーは学生活動について、そしてニューフェルドは保健体育についてのアドバイザーとして講演と会議を行った。

開催に際し、福岡学芸大学（現福岡教育大学）、佐賀大学、九州工業大学、大分大学、九州歯科大学、福岡商科大学（現福岡大学）、西南学院大学の各大学の学長および学部長、学生補導係官、各大学 25 名以下の学生自治会・学生団体関係の学生代表に紹介状を送付した（『昭和二十五年 イールズ博士等来学書類綴』、九州大学大学文書館所蔵）。第 1 日目午前中は、九州大学工学部大講堂でイールズ、タイパー、ニューフェルドらによる「教授、教官、学生の総会」が開催された。第 1 日目の午後および 2 日目の午前は各会場において、イールズによる「大学行政に関する会議」、タイパーによる「学生自治に関する会議」、ニューフェルドによる「保健体育に関する会議」が開催され、午後はイールズら 3 名の総括的講演が開催された。九州大学をはじめ、福岡学芸大学、佐賀大学、九州工業大学、大分大学、福岡女子大学、福岡商科大学、西南学院大学、北九州外国語大学（現北九州市立大学）、久留米大学、八幡大学（現九州国際大学）、九州歯科大学、西南女学院短期大学（現西南女学院大学短期大学部）、別府女子短期大学より、学長、各学部長、教官、学生（各大学 25 名を越えない学生自治会・学生団体関係の学生代表）合計 290 名が

参加した（前掲『昭和二十五年 イールズ博士等来学書類綴』）。『九州大学新聞』では、イールズの講演内容の要旨を以下の 6 点に要約している（資料編Ⅱ－356、p.198）。

1. 憲法で思想の自由は保証（ママ）しているがこれは政治上の権利で教授であることは特権である。権利と特権は混同してならない
2. 共産主義教授は党から指令をうけ自由でないから思想の自由を放棄したものである
3. 日本の共産主義者に対する指令はどこでも同じで、共産主義はどこの国でも危険である
4. 芸術、文学、哲学、神学などもすべて共産主義の立場からゆがめ再編して教育するから政治経済の教授だけが関係があるのではない
5. 他のイデオロギーと同じく、共産主義者も研究する自由があるという人もあるが、共産主義の悪いことはわたしは疑わぬ、殺人の罪悪を教えるのに殺人犯人から教えられる必要はない
6. 予防は治療にまさるといわれる、われわれは狂犬の性質をよく知っているから、狂犬がかみつくのを待つより、その先に片ずけ（ママ）るべきである

### 6. 3 スト

共産主義者を大学から追放するべきであるという強い主張に対し、学友会は学問の自由を強調し、反共宣伝によってファシズムが台頭した歴史的事実から次に来るものはファシズム復活であると反対の意を表明した。この表明に、各学校から参加した学生代表らも大いに賛同し、学生達は学問の自由を守るためには学生運動の統一戦線を結ぶよりほかに方法がないことを確認した。

学生は、タイパーら 3 名の講演を「軍事的再編の下準備である」（厚生補導協会準備会『協会ニュース』創刊号、1950 年 5 月 10 日）とし、学生自治

会の最大の任務を「戦争反対」「平和擁護」に据えた教養部では学生ストライキの最初の波が高まった。1950（昭和 25）年 4 月 17 日、イールズ声明反対・帝国主義戦争の反対・軍事基地反対を掲げた教養部の学生らは、期末試験中にストを挙行するために試験延期を教員に申し込んだ。

しかし、試験延期はもちろん認められるはずもなく拒否されたため、第一分校の学生（参加人数は不明）および第三分校の学生 360 名は試験スト、そして第二分校の 360 名は試験サボを決議した（前掲『協会ニュース』創刊号）。第一分校はスト反対学生の要請により 23 日以降はストを解除することとした。この試験拒否運動は、戦後日本の学生運動史上、反帝・反戦を掲げて行われた最初のもので、学生達は全国に先駆けて「反戦学生同盟」を組織した。

5 月 31 日、学友会中央執行委員会が開かれ、全学連第 4 回臨時全国大会の決議に基づき 6 月 3 日の反戦・反帝・民族解放闘争の方針を決定し、各学部に授業放棄とデモ実施を指令する要望書を出した。3 日の平和大会を翌日に控え、全学生を結集するために 2 日の早朝から学生達によってビラが配られたり声明書が貼られたりした。これに対し、大学当局は達示 13・14 および「ストに関する一切のビラ、集会は認めない」とする 6 月 1 日の学部長会議での決定事項のもと、江口補導課長を先頭に事務員がビラを剥がそうとしたが、自治委員その他の学生のスクラムに阻止されるなど、大学側と学生との攻防が終日繰り広げられた。6 月 1 日の学部長会議ではストに関する一切の行為を認めず、これを禁止する告示が「総長」名で出され、学内には緊迫した空気が張り詰めていた。

反帝反戦平和擁護のため 6 月 3 日を期してストを含む闘争を展開せよとの全学連の指令に呼応し、法学部および経済学部ではストが決行された。文学部でも同様にストに突入しようとしたところ、スト参加が仮決議であったことが発覚した。さらに、「常に学生運動が一党派に利用されている」と主張する文学部の自治委員ら 4 名が 33 名のスト反対署名を提出したため、6 月 3 日 10 時半に緊急自治委員会が開かれストライキは否決され「直ちに授業を

図5-32　6月3日デモ行進の様子（『九州大学新聞』第293号、1950年6月1日）

受けよ」との声明がだされた（『九州大学新聞』第293号、1950年6月1日）。6月3日には、80名の九州大学の学生を含む約170名が工学部玄関前に集合し10時より平和擁護学生決起大会を開催した。午後は、天神町広場まで約200名が市中デモを行い、労組と合流して平和擁護大会に参加した。

7月8日の評議会では、このいわゆる「6.3スト」における学生の処分の対象を、「イ．六月三日のストを決議し、総長、学部長の告示を無視して行ったスト行為　ロ．授業を放棄し、大学の方針を無視して平和擁護大会を開催した行為　ハ．ハンストをもって抗議した行為　ニ．掲示活動における逸脱行為並に六三ストを助長した九学連、県学連の活動」の指導的役割を行った学生におくこととした。こうして、討議の結果、厳罰をもって臨むのではなく停学を処分の最高線とすることが申し合わせられ、審議の結果、譴責8名・戒告6名が発表された。なお、4月に行われた教養部の試験拒否ストに関する学生の処分についてもこれと合わせて発表され、九州大学では戦後学生運動で初めて処分者がだされた。